

退職一時金・年金制度

是 佐 忠 男

目 次

1. 退職一時金のきめ方
 - (1) 定年退職後の最低生活費算定
 - (2) 退職金の現状
 - (3) 退職一時金のきめ方
2. 退職金・退職年金の算定
 - (1) 基準退職金支給率の求め方
 - (2) 勤続年数別退職金支給率の求め方
 - (3) 退職年金

1 退職一時金のきめ方

退職金の性格については①老後の生活費②在職中の功労報償③賃金後払い、などいろいろ議論がある。そのいずれも退職金の性格の一面をとらえており、どれかの説に割り切ってしまうことはむしろ現実的ではない。いまは、あるべき性格というよりは現実にある退職金の姿から、それがどんな性格をもっているかをみることにしよう。もちろん退職金の性格を直接知ることにはできないが、算定方法や使途から逆に推測するわけである。

まず、退職金の算定方法に含まれる意味を考えてみよう。退職金は通常の場合、勤続年数とともに増加する支給率によって計算される仕組みになっている。

この点からいえば在職中の功労報償という性格は考えられる。

功労報償といっても、各人の功労を個別に評価するのではなく、勤続年数という尺度によって画一的にみた平均的功労である。なお、役職加算とか職務別ポイント制など、やゝきめの細かい計算による場合もあるが、勤続年数が計算の基礎となっていることに変わりはない。

次に、支給率を乗ずる退職金の算定基礎額であるが、これは賃金かあるいは、それと密接に連動する金額が用いられている。この点に注目すれば賃金後払いの性格をももつと考えることもできる。

もし、入社から退職までの期間に支払われた賃金総額と退職金額とが比例的な関係にあれば、そのことはさらに裏付けられる。なお、企業等賃金支払い側の支払い賃金といっても実際は、長い年月の間に支払われたものであるから、貨幣価値や賃金水準が大幅に異なったものを合計することになり不適当になるため、現在の賃金水準すなわち現在の昇給曲線におけるその期間の支払い賃金総額を考えることにしてみよう。

そこで、次のような簡単な計算をしてみよう。昇給曲線が直線 ($W = a + b x$) だとして、入社から退職までの支払い賃金総額を計算すると次のようになる。

$$T = a x + \frac{1}{2} b x^2 \dots\dots\dots(1)$$

T = 支払賃金総額 a = 初任給

b = 1年当り昇給率 x = 勤続年数

定年時の賃金 (W) は次式で示される

$$W = a + b x \dots\dots\dots(2)$$

支払い賃金総額 T を定年時の W で除した比率 R を求める

$$R = \frac{x}{2} + \frac{a}{2b} - \frac{a^2}{2b(a + b x)} \dots\dots\dots(3)$$

この比率 R と実際の退職金支給率が比例すれば、退職金額と支払い賃金総額とは比例することになる。

(3)式から分かるように、R は勤続年数 x が長くなるに従って逓増することに

退職一時金・年金制度

なる。この傾向は実際の退職金額の支給率にもみられる。

老後の生活費という性格は、退職金額の算定方法の中からはみることには困難である。なぜなら、勤続年数が長くなればそれだけ老後の年数が短くなり、老後の生活費も少なくなるはずであるが、それに反して退職金額の方は勤続年数とともに増加する仕組みになっているからである。筆者は、定年後再就職が困難な55才定年制には賛成しかねる。むしろ、40才台定年制を採用し、定年退職後、自分の職能（職務遂行能力）に適した職場で——従来の企業に再雇用される場合も含む——定年退職者の人的能力 man power の有効発揮を期待する方が経済社会全体としても、また退職者個人にも合理的だと考える。

退職金の使途としては、特に定年退職者の場合は、老後の生活費に充当されることが明らかである。したがって退職金額の役割として老後の生活費という側面があることは否定できない。

このようなことから、退職金の性格として、老後の生活費、功労報償、賃金後払いという3つを同じ次元で考えるのではなく、性格論としては功労報償と賃金後払いとを、役割論として老後の生活費やその他を考えた方が現実的ではないかと思う。

老後の生活費と結びつけて考えるのは定年時の退職金であり、それ以外の退職金については勤続年数、職務、退職事由などを織り込んだ算定方法に、功労報償的性格を濃くすべきか、あるいは賃金後払い的性格を濃くすべきかということが問題になるべき筋合いではないか。

功労報償説も、金額の算定方法からみると次の2つになる。1つは長期勤続による企業への寄与度を主に考えるもので、賃金の1部がストックされて、退職金として支払われるもので、算出起因からみれば貯蓄である。他の1つは、退職慰労金の考え方である。これは役員の慰労金の場合と同じく、在職中の寄与に対する総合的な慰労報償である。もっともこの場合、基本的には生活保障説に立ちながら、算定に際して基礎賃金の相違や、支給率に対する職務加算等により、個人個人の功労、寄与度の違いを反映させる程度のものもある。もう1つの具体的な算定方法と結びつく考え方として、在職中の寄与によって企業に

第11・12合併号

蓄積ができた部分の1部を分与する考え方（役員に対すると同じ）も僅かではあるがみられる

以上を通じて、最も具体的な算出方法と結びつく一般的な考え方は、標準的な労働者について、最低生活保障の考え方をとるもので、その際個々の労働者の功勞，寄与度の違いは算定基礎賃金や職務加算などを含む功勞加算の違いで考慮される。これを賃金体系上，別項目の賃金とする事例も若干みられる（表

表1 退職金の算定基礎

(1) 退職金算定基礎の内容 (30人以上企業) [昭和50年9月，合計=100]

企業規模	合計(企業数)	基本給を基準に算定基礎を定めている企業						基本給を算定基礎としない(別途定めている企業)			
		計	全ての基本給を算定基礎とする			一部の基本給を算定基礎とする			計	基本給と手当を基礎としない	手当の算定とする
			計	基本給のみ	基本給と手当	計	基本給のみ	基本給と手当			
規模計	100.0(71,400)	74.5	57.7	55.9	1.8	16.7	16.3	0.5	25.5	25.1	0.4
1,000人以上	100.0(1,642)	87.9	48.9	47.2	1.7	39.0	38.5	0.5	12.1	12.0	0.1
100～999人	100.0(22,041)	81.6	59.5	57.6	1.8	22.2	21.2	1.0	18.4	18.3	0.1
30～99人	100.0(47,717)	70.7	57.2	55.4	1.8	13.5	13.2	0.2	29.3	28.8	0.5

資料出所：労働省「退職金制度総合調査報告」（昭和50年9月）

(2) 退職一時金の加算制度 (30～299人企業) [昭和53年7月]

業種	合計(企業数)	加算制度あり	加算制度なし	加算理由 (加算制度あり=100)							
				功勞	役付	定年	年齢	業務上死傷病	業務外死傷病	女子結婚	その他
全建設業	100.0(1,013)	54.8	45.2	73.5	19.1	28.6	6.8	49.5	22.5	18.0	6.7
製造業	100.0(87)	57.5	42.5	80.0	16.0	22.0	12.0	44.0	30.0	22.0	4.0
卸売業	100.0(548)	56.6	43.4	70.6	19.7	31.0	6.8	48.4	21.9	18.4	6.5
金融業	100.0(143)	49.0	51.0	85.7	17.1	27.1	8.6	54.3	24.3	20.0	5.7
運輸業	100.0(31)	74.2	25.8	69.6	8.7	34.8	8.7	34.8	13.0	30.4	13.0
通信業	100.0(96)	50.0	50.0	79.2	35.4	29.2	—	54.2	22.9	5.2	5.2
サービス業	100.0(108)	50.0	50.0	64.8	11.1	20.4	5.6	57.4	20.4	11.1	5.6

資料出所：東京都労働経済局「中小企業の退職金事情」

(3) 中小企業における退職一時金の算定方法 (30～299人企業) [昭和53年7月]

業種	調査産業計(企業数)	退職一時金算定基礎額×一定率	一定額		その他
			(勤続年数のみ)	(勤続年数別、退職理由別)	
全建設業	100.0(1,013)	73.0	12.8	9.3	4.9
製造業	100.0(87)	71.3	13.8	14.9	—
卸売業	100.0(549)	75.8	12.4	6.9	4.9
金融業	100.0(143)	73.4	14.7	9.8	2.1
運輸業	100.0(31)	93.5	3.2	—	3.2
通信業	100.0(96)	54.2	17.7	20.8	7.3
サービス業	100.0(107)	70.1	10.3	8.4	11.2

(注) 「その他」とは，規定がないものおよび記入がないもの。

退職一時金・年金制度

1)。こうした事例は、やはり慣習的な面からきているといえよう。賃金体系で生活保障面から、その適正なあり方を十分検討しないまま、他社の様態や水準を基準とする例も少なくない。だからといって、企業の支払い能力が問題にされないということではなく、むしろこの面からは、賃金体系のなかの1項目として、賃金全体に占める割合の問題と、それが現在だけではなく、将来の負担額含率増加の問題、および退職者の増加によってその支払いに急激な増加の恐れがある(例えば、昭和20年代に企業の将来性を見込んで、全労働者の10%程度20才後半の労働者を採用していたとした場合、54年現在定年退職者となっている場合など)ことなどがあげられる。

(1) 定年退職者の最低生計費算定

退職金額算定の対象となる労働者を、勤続30年の長期雇用とし、標準的労働者として(昇給, 昇進, 昇格等が標準的であった者)みよう。——最も対象の多い学歴別をとるのが普通。中学卒では職長または課長クラス。高校, 大学卒では定年時点で部長クラスなど——

生活保障期間は、一般的には10年, 15年ないし終身とする場合もないではないが、必ずしもそのような方向で保障期間を延長しているという、はっきりした傾向は見られない。むしろ定年年齢の延長ないし定年後再雇用することによって、保障期間(あるいは退職後の余命年数)を短縮することを考える傾向が最近目立つようになってきた。

定年延長を不可とする要因のうち大きいのは人事管理と賃金である。前者は「仕事がない」「人事の停滞がひどくなる」、後者が「年功賃金・退職金がかさむ」その他。すでに現行定年制が定着していることや定年後の処遇制度(嘱託制・勤務延長制)が確定している、とする。しかし表2, 3にみるように社会的要請や、能力の活用などの「積極面」を考えたい。これからの日本は高齢化・高学歴化で、若い労働者が相対的に減少することに対応して、高年者の能力の有効発揮・活用が若年者層をも刺激する面を顧慮すべきである。

表2 定年年齢改定状況 (30人以上企業)

定年年齢の改定と一律定年延長における定年年齢の変化

[各年1月]

年・規模	定年制の改定の有無 (定年制有企業=100)		定年年齢の変化別企業の割合 (一律定年延長企業=100)												
	改定 した	うち 一律 改定	改正 しな い	55歳 未満 55歳 以上	55歳 ↓ 56歳	55歳 ↓ 57歳	55歳 ↓ 58歳	55歳 ↓ 60歳	55歳 ↓ 61歳 以上	56歳 ↓ 57歳 以上	57歳 ↓ 58歳 以上	58歳 ↓ 59歳 以上	59歳 ↓ 60歳 以上	60歳 ↓ 61歳 以上	
昭和49年	14.0	4.8	81.8	1.0	5.5	8.6	12.1	59.2	—	4.1	2.9	3.9	—	2.1	
51	9.1	4.4	88.8	1.6	12.0	14.4	13.6	16.7	0.8	9.3	16.5	6.2	0.5	6.4	
53	6.9	3.7	89.6	1.4	7.5	24.9	11.4	22.4	3.4	6.5	11.9	4.2	1.4	5.1	
53年規模別															
5,000人以上	12.1	8.1	87.4	—	5.3	5.3	5.3	—	—	31.6	36.8	—	15.8	—	
1,000~4,999人	10.5	5.9	89.0	—	4.3	10.0	—	2.9	—	52.6	18.6	11.4	—	—	
300~999人	8.4	4.6	90.2	—	6.9	26.4	14.9	5.2	—	16.7	15.5	3.4	—	10.9	
100~299人	9.0	4.6	87.9	3.8	7.3	18.7	14.4	29.3	—	7.9	2.3	8.3	4.0	4.1	
30~99人	5.7	3.2	90.2	0.4	7.9	29.7	9.8	23.0	6.4	0.1	16.1	1.4	—	5.2	

資料出所：労働省「雇用管理調査」(各年1月)

(注) 49年は47年1月2日~49年1月1日, 51年は49年1月2日~51年1月1日, 53年は51年1月2日~53年1月1日までの間に定年年齢を改定したもの。

表3-1 定年延長の阻害要因 (重複回答)

[昭和53年1月, 定年年齢を改定しなかった企業=100]

(単位: %)

企業規模	阻害要因 (改定しなかった企業=100)				人事管理上の問題の内訳 (①の合計=100)						
	人事管理 上の問題 ①	退職金、 貸付金、 資金支払い 額の増大 の問題 ②	その他 の問題 ③	不明	職務内容 が適して いない	職務再編 が出来 ていない	人事が停 滞する	配置転換 が円滑に いかない	労使の話し 合いがま とまらない	その他	
規模計	28.0	26.1	83.1	3.0	42.5	18.1	29.4	18.5	5.5	7.7	
5,000人以上	44.0	30.1	91.2	0.9	30.5	37.9	63.2	22.1	7.4	1.1	
1,000~4,999人	34.7	28.4	95.0	0.5	25.7	30.7	57.4	16.4	4.5	7.6	
300~999人	32.5	28.9	92.7	1.1	39.1	16.8	40.8	15.5	7.2	7.7	
100~299人	31.7	23.7	85.9	2.0	42.0	14.8	32.8	14.8	4.1	10.0	
30~99人	25.7	26.5	80.3	3.8	44.3	19.0	24.3	20.8	5.8	6.6	
企業規模	退職金、貸付金、支払い額の増大の問題の内訳 (②の合計=100)					その他の問題 (③の合計=100)					
	貸付金、 退職金、 給付の見直し が出来て いない	退職金、 給付の見直し が出来て いない	退職金制 度の見直し が出来て いない	労使の話し 合いがま とまらない その他	過剰人員 を抱えて いる	再雇用・ 再任用制 度がある	現行の定 年制で十 分と判断 したから	労働者の 平均年齢 が低い	その他		
規模計	42.8	15.4	46.1	8.4	12.9	4.3	35.2	54.4	14.5	5.0	
5,000人以上	81.5	12.3	47.7	12.3	6.2	20.3	46.2	50.3	4.6	5.6	
1,000~4,999人	64.4	20.4	52.5	12.0	10.8	15.3	48.5	52.7	9.4	6.6	
300~999人	49.9	20.9	47.2	15.3	10.3	8.7	48.5	48.3	15.1	4.1	
100~299人	46.4	17.6	37.6	10.0	16.2	6.7	41.7	49.3	15.7	4.2	
30~99人	39.5	13.6	48.7	6.6	12.3	2.1	29.8	57.6	14.2	5.4	

資料出所：労働省「雇用管理調査報告」(昭和53年1月)

退職一時金・年金制度

表3-2 定年延長等における退職金制度の取扱い (30人以上企業)

[53年1月]

企業規模	退職金 制度あり	制度の内訳 (制度あり=100)					制度なし
		通算しない	通算するが 通算条件は 悪くなる	同一条件で 通算する	定年延長、再雇用 を延長し、通算条件も長くなる		
					未	定	
定年延長後 合計	53.7	12.5	7.0	75.4	0.2	5.0	46.3
5,000人以上	89.7	15.4	15.4	65.4	3.8	—	10.3
1,000~4,999人	81.3	14.2	9.7	74.3	—	—	18.7
300~999人	59.0	8.6	16.8	71.8	—	2.7	41.0
100~299人	52.6	15.7	3.2	71.4	—	—	47.4
30~99人	50.9	10.9	6.7	79.2	—	3.1	49.1
再雇用 合計	39.0	74.6	6.8	6.2	0.1	12.1	61.0
5,000人以上	49.1	95.3	1.2	2.3	—	1.2	50.9
1,000~4,999人	46.6	93.1	1.5	1.9	0.2	3.2	53.4
300~999人	38.3	89.3	2.8	1.6	—	6.3	61.7
100~299人	43.5	84.3	4.9	3.6	—	7.2	56.5
30~99人	36.2	64.2	9.2	9.1	0.2	17.3	63.8
勤務延長 合計	53.0	31.3	7.4	44.4	1.4	15.5	47.0
5,000人以上	64.6	41.9	3.2	48.4	3.2	3.2	35.4
1,000~4,999人	70.2	22.7	6.4	67.0	2.0	2.0	29.8
300~999人	57.5	44.6	5.9	38.9	5.2	5.2	42.5
100~299人	50.0	39.3	8.3	38.6	—	13.8	50.0
30~99人	53.2	27.9	7.3	46.0	1.5	17.3	46.8

資料出所：労働省「雇用管理調査」

(注) 「定年延長後」とは昭和51年1月2日から53年1月1日までに定年を延長した企業において、延長後に旧定年をこえた者についての結果。

保障内容は家族数、退職後最初の5年間は3人(本人、配偶者、子1人)，次の3年間は2人(本人、配偶者)を対象とすれば、一般の勤労者世帯の場合

表4-1 再雇用制度および勤務延長制度 (30人以上企業)

再雇用 勤務延長制度の状況

[各年1月]

年・企業規模	制度の有無 (定年制を定めている企業=100)			内訳 (再雇用、勤務延長制度のある企業=100)		
	合計	再雇用、勤務 延長制度があ る	制度なし	再雇用制度 のみ	勤務延長制度 のみ	再雇用制度と 勤務延長制度
昭和49年	100.0	81.2	18.8	56.2	29.4	14.4
51	100.0	83.5	16.5	53.2	29.8	17.9
53	100.0	79.0	21.0	58.6	26.4	15.0
昭和53年規模別						
5,000人以上	100.0	78.5	21.5	75.3	9.8	14.9
1,000~4,999人	100.0	80.9	19.1	73.7	8.7	17.7
300~999人	100.0	83.5	16.5	73.7	12.3	14.0
100~299人	100.0	85.1	14.9	65.9	21.3	12.8
30~99人	100.0	75.8	24.2	52.3	31.6	16.1

資料出所：労働省「雇用管理調査報告」(各年1月)

第11・12合併号

表4-2 定年延長後、再雇用、勤務延長制度の労働条件（30人以上企業）

(1) 役職・仕事・賃金・労働時間の変更

制度・規模	役職・身分			仕事の内容			賃 金			週所定労働時間			
	変わる	変わらない	未定	変わる	変わらない	未定	下がる	変わらない	上がる	未定	短縮する	変わらない	未定
定年延長後計	8.7	85.0	6.3	1.7	89.5	8.9	7.5	81.3	6.5	4.7	0.7	96.8	2.5
5,000人以上	10.3	89.7	—	6.9	93.1	—	10.3	72.3	17.2	—	—	100.0	—
1,000～4,999人	27.3	72.7	—	2.3	89.8	7.8	13.3	73.4	13.3	—	—	100.0	—
300～999人	31.0	68.3	0.7	10.6	81.3	8.1	20.1	67.6	7.4	4.9	6.7	93.3	—
100～299人	11.5	81.2	7.3	1.2	85.6	13.2	13.1	74.9	6.7	5.3	—	99.9	0.1
30～99人	0.9	91.6	7.5	—	93.4	6.6	1.0	88.9	5.4	4.7	—	95.3	4.7
再雇用制度計	62.0	20.4	17.7	18.3	61.4	20.4	59.4	24.7	1.9	13.9	2.1	88.4	9.5
5,000人以上	86.8	8.4	4.8	32.9	40.7	26.3	91.0	6.6	1.2	1.2	1.8	94.5	3.6
1,000～4,999人	76.7	8.5	14.8	23.0	46.0	31.0	82.9	10.5	0.1	6.5	1.4	94.6	3.9
300～999人	73.8	13.5	12.7	20.3	58.5	21.2	78.0	14.2	0.9	6.9	2.0	93.4	4.6
100～299人	66.1	18.0	15.9	17.8	60.5	21.8	67.6	10.2	0.5	11.7	2.5	91.6	5.9
30～99人	56.4	23.7	19.9	17.8	63.6	18.6	50.0	30.1	2.9	17.0	2.0	85.3	12.7
勤務延長制度計	25.4	58.6	15.9	7.6	79.0	13.4	19.9	57.3	7.2	15.6	2.0	91.3	6.7
5,000人以上	31.9	66.0	2.1	10.6	78.7	10.6	34.0	61.7	4.3	—	—	97.9	2.1
1,000～4,999人	24.6	64.4	10.9	4.6	79.6	15.8	22.2	62.7	5.6	9.5	—	93.3	6.7
300～999人	37.9	51.9	10.2	14.7	77.8	7.5	30.3	49.3	7.7	12.7	2.8	91.6	5.6
100～299人	30.8	51.9	17.3	8.6	75.2	16.2	27.6	57.0	2.0	13.5	1.1	95.4	3.5
30～99人	22.7	61.2	16.1	6.8	80.3	13.0	16.6	57.9	8.9	16.6	2.3	89.9	7.8

資料出所：労働省「雇用管理調査報告」（昭和53年1月）

(注) 「定年延長後」とは昭和51年1月～53年1月間に定年延長したもの(以下同じ)。「変わる」「変わらない」とは現在の状態を基に判断したもの。

(2) 賃金の減額率

企業規模	定年延長後 (減額する企業=100)				再雇用制度 (減額する企業=100)					勤務延長制度 (減額する企業=100)				
	10%未満	10～20%未満	20～30%未満	30%以上	10%未満	10～20%未満	20～30%未満	30%以上	不明	10%未満	10～20%未満	20～30%未満	30%以上	不明
規模計	43.5	25.8	30.6	—	22.5	36.8	29.2	10.8	0.6	25.2	40.2	25.6	8.4	0.5
5,000人以上	66.7	33.3	—	—	3.3	25.7	33.6	36.8	0.7	25.0	50.0	18.8	6.3	—
1,000～4,999人	—	88.2	11.8	—	9.8	35.6	38.0	16.4	0.2	14.3	63.5	19.0	3.2	—
300～999人	21.1	49.1	29.8	—	9.5	40.0	37.7	11.8	1.0	28.7	43.9	17.4	3.9	6.1
100～299人	54.2	8.5	37.3	—	17.2	40.4	32.3	9.2	0.8	23.4	44.8	23.5	8.2	0.1
30～99人	92.9	—	7.1	—	31.7	33.6	23.6	10.7	0.4	26.0	36.4	28.2	9.4	—

資料出所：労働省「雇用管理調査報告」

(注) 前表で「賃金が下がる」企業の内訳。

に較べ、労働度、消耗、交際その他が軽減されるから、それだけ減額（10～20%程度）されている。また生活内容は、定年退職時点の賃金に較べるとかなり低いものとなっていて一般的、平均的なものよりも低位になる（表4）。

退職金を、一時金で支給するとすれば、このような生活費を実際必要とする

退職一時金・年金制度

年月までの利子（退職一時金を預金すればつくもの）を見込んで算出する必要
がある。（退職一時金を年金払いで生計費に充当するとすれば、いわゆる年金
現価の算出をすることになる。）もっとも、この計算の前に、社会保険の給付
（失業＝雇用＝保険および厚生年金保険）相当分を差し引いて考える場合のあ
ることはいうまでもない。

これを簡単な仮定例にしたのが次の数値である。3人世帯の5年間の最低生
計費を毎月7万円、2人世帯4万円とすると（この場合、就職の意思なしとし
て雇用保険の給付を受けず、厚生年金のみ受給するものとする。）これから利
子相当分（一応6%とする）を差し引くものとした。

第1年目	70,000円……………	70,000円
2	$70,000円 \div (1+0.06) = 66,038円$	$\cdots 70,000円 \div (1+0.06)^1$
3	$66,038円 \div (1+0.06) = 62,300円$	$\cdots 70,000円 \div (1+0.06)^2$
4	$62,300円 \div (1+0.06) = 58,773円$	$\cdots 70,000円 \div (1+0.06)^3$
第5年目	$58,773円 \div (1+0.06) = 55,447円$	$\cdots 70,000円 \div (1+0.06)^4$
6	$40,000円 \div (1+0.06) = 29,890円$	$\cdots 40,000円 \div (1+0.06)^5$
7	$29,890円 \div (1+0.06) = 28,190円$	$\cdots 40,000円 \div (1+0.06)^6$
8	$28,198円 \div (1+0.06) = 26,602円$	$\cdots 40,000円 \div (1+0.06)^7$
9	$26,602円 \div (1+0.06) = 25,095円$	$\cdots 40,000円 \div (1+0.06)^8$
第10年目	$25,096円 \div (1+0.06) = 23,676円$	$\cdots 40,000円 \div (1+0.06)^9$
	計	$446,020円 \times 12 (月)$
		$= 5,352,240円$

この数値から逆にどの程度の退職金が、保障期間を何年とした場合に、どの
程度の保障額になるかも分かる。

参考までに、貯蓄方式の場合の計算も例示してみよう。いま、昭和45年度労
働省の条件別賃金調査で男子中卒生産現場労働者のうち、最も順調に昇進昇給
したと思われる場合の賃金から、家族手当、役付手当相当額を差し引いて、一
応これを基本給とみなし表示すると、表5のようになる。

第11・12合併号

表5 条件別賃金の修正表

年 令	勤 続	基本給相当額(1)	(1)×0.05(2)	複利表 (6%)(3)	(2)×(3)
15才	0年	27,000円	1,350円	5.74	7,749円
16	1	29,000	1,450	5.42	7,859
17	2	31,000	1,550	5.11	7,920.5
18	3	33,000	1,650	4.82	7,953
19	4	35,200	1,760	4.55	8,008
20	5	37,400	1,870	4.29	8,022.3
21	6	39,600	1,980	4.05	8,019
22	7	41,800	2,090	3.82	7,983.8
23	8	44,200	2,210	3.60	7,956
24	9	46,600	2,330	3.40	7,922
25	10	49,000	2,450	3.21	7,864.5
26	11	51,400	2,570	3.03	7,787.1
27	12	53,800	2,690	2.85	7,666.5
28	13	56,400	2,820	2.69	7,585.8
29	14	59,000	2,950	2.54	7,493
30	15	61,600	3,080	2.40	7,392
31	16	64,000	3,220	2.26	7,277.2
32	17	67,200	3,360	2.13	7,156.8
33	18	70,000	3,500	2.01	7,035
34	19	72,800	3,640	1.90	6,916
35	20	75,600	3,780	1.79	6,766.2
36	21	78,600	3,930	1.69	6,941.7
37	22	81,600	4,080	1.59	6,487.2
38	23	84,600	4,230	1.50	6,345
39	24	87,600	4,380	1.42	6,219.6
40	25	90,600	4,530	1.34	6,070.2
41	26	93,800	4,690	1.26	5,909.4
42	27	97,000	4,850	1.19	5,771.5
43	28	100,200	5,010	1.12	5,611.2
44	29	103,400	5,170	1.06	5,480.2
45	30	106,800	5,340	1.00	5,340

計 212,224.9×12=2,546,698.8

以上は、基本給相当額の5%相当額を貯蓄するものとして、算出したものであるが、やはりこれからも、基本（礎）給がどの程度の金額であり、どの位の

退職一時金・年金制度

割合を退職金相当分として貯蓄すれば、どの程度の退職金額になるかも見当する必要がある。もっともこの計算では、基本給が固定しており、これを基に計算したから、毎年ベース・アップにより変動するだろうため、相当な貯蓄を累積しないと、適当な額にならないことも留意すべきである。

なお、「最低生計費の算定」の補稿として、学歴別にみた労働者の生涯賃金をつぎに推計してみた。労働者個々人の生計企画、企業の賃金長期計画樹立のために、本表は活用される分野が多く、表5の補完資料としてみるべきものである。

1960年代にアメリカを中心に「教育投資論」や「人的資本論」などが盛んになった。

教育の効果をそれを受けた個人について計測するやり方としては、Becker や Hansen などが行ったように、教育に要した費用に対する収益率 (rates of return) を求める方法や生涯賃金を求める方法などがある。後者の例として Wilkinson が試みた生涯所得の現価額 (present values of lifetime incomes) を推計するやり方があるので、ここでは Wilkinson が用いた方法を紹介するとともに、その方法でわが国の労働者の生涯賃金を学歴別に試算した結果を紹介しよう。

Wilkinson の方法は、ある年の学歴別年齢別賃金をもとに、それを一定の割引率 (彼の場合 5%, 8%, 10% の 3 種類) で割引いて各歳時の年収額を求め、それを全就業期間について累計することにより義務教育終了時点における生涯賃金を求めるというやり方である。その際、失業や死亡などによって所得が得られなくなる場合も考慮に入れて、各年齢における失業率および義務教育終了時から各年齢までの残存人口比率を用いて所得を調整している。また、所得税を控除した後の所得を用いており、退職年齢は65歳と仮定している。この方法を算式で示せば、例えば大学卒の生涯賃金現価額は、

$$PV = \sum_{22}^{65} \frac{Y_n \cdot W_n \cdot nP_{22}}{(1+r)^{n-15}} - \sum_{15}^{17} \frac{C_n^1 \cdot nP_{15}}{(1+r)^{n-15}} - \sum_{18}^{21} \frac{C_n^2 \cdot nP_{18}}{(1+r)^{n-15}}$$

となる。ここで Y_n は n 歳時の年収額、 W_n は n 歳時の $(1 - \text{失業率})$ 、 nP_{22} 、

nP_{15} , nP_{18} は22歳, 15歳, 18歳から n 歳まで残存している者の割合である。また Cn^1 , Cn^2 はそれぞれ高等学校, 大学に在学している n 歳時の学費であり, r は割引率である。

次表はほぼこの考え方を用いて試算した結果であるが, いくつか異なる点がある。第1は, Wilkinson は学歴別, 年齢別に賃金上昇率にほとんど差がないとして一時点の賃金を用いているが, わが国の学歴別, 年齢別賃金格差縮小傾向を考慮して, この試算においては, 昭和33年から各年までの学歴別年齢別賃金上昇率を調整した。費用についても昭和38年から各年までの上昇率を用いて調整した。

第2に, 失業率や残存人口比率が学歴とさほど密接な関係があるとも思われないことなどにより, この2つの要素は考慮に入れなかった。

第3に, Wilkinson は65歳まで労働可能とみてその年齢までの生涯賃金を求めているが, わが国の場合55歳を定年と定めている企業が多いことを考慮して, 55歳までの生涯賃金を求めた。したがってこの試算に用いた推計式は次のとおりである。

$$\text{中学卒 } PV^1 = \sum_{15}^{54} \frac{Yn^1}{(1+r)^{n-15}}$$

$$\text{高校卒 } PV^2 = \sum_{18}^{54} \frac{Yn^2}{(1+r)^{n-15}} - \sum_{15}^{17} \frac{Cn^1}{(1+r)^{n-15}}$$

$$\text{大学卒 } PV^3 = \sum_{22}^{54} \frac{Yn^3}{(1+r)^{n-15}} - \sum_{15}^{17} \frac{Cn^1}{(1+r)^{n-15}} - \sum_{18}^{21} \frac{Cn^2}{(1+r)^{n-15}}$$

ここで Y^1 , Y^2 , Y^3 は n 歳時における各学歴の年収額 Cn^1 , Cn^2 はそれぞれ n 歳時における高校または大学の教育費であり, 次式によって求めた。

$$Yn = En (1+\alpha_n)^{n-15}, \quad Cn = Cn^1 (1+\beta_n)^{n-15}$$

En はある年における n 歳時の年収額, Cn^1 はある年における n 歳時の教育費, α_n は昭和33年から推計した各年までの n 歳時の定期給与の上昇率を学歴別特性を考慮して調整して求めた上昇率, β_n は昭和38年から各年までの高校

退職一時金・年金制度

(公立)または大学(国立、私立の加重平均)授業料の上昇率である。

rは割引率(現価換算率)であるが、ここでは1年もの定期預金金利が6.75%であることを考慮して7%とした。

この試算は、大学卒業者の就業分野が広範化していることを考慮して規模別に行った。第1表中の数値は現価額自体はあまり意味がないから、大学卒を100とした格差で示した。

第1表 生涯賃金現価額の学歴別格差(製造業、男子)

年	規模 1,000人以上			100~999人		
	小 学 新中卒	旧 中 新高卒	旧 大 新大卒	小 学 新中卒	旧 中 新高卒	旧 大 新大卒
(生涯賃金の格差) 昭 和 41 年 49	79.1 89.9	81.2 91.8	100.0 100.0	83.1 89.3	86.1 91.8	100.0 100.0
(教育費を考慮した生涯 賃金の格差) 昭 和 41 年 49	80.4 90.4	82.6 92.2	100.0 100.0	84.6 89.8	87.8 92.3	100.0 100.0

資料出所：労働省「賃金構造基本統計」、文部省「父兄が支出した教育費」, 「学生生活調査」, 総理府統計局「消費者物価指数年報」

- (注) 1) 就業期間は、小学, 新中卒が15~54歳, 旧中, 新高卒が18~54歳, 旧大, 新大卒が22~54歳とした。
- 2) 50~54歳層の賃金は、資料の制約上41年は、50~59歳層の平均賃金を用いた。
- 3) 高校の教育費は、全日制高校(公立)の「生徒1人当たり父兄の支出した学校教育費」である。49年度の高校の教育費は、48年度のそれに消費者物価指数の「公立高校授業料」の上昇率を乗じて推定した。
- 4) 大学の教育費は、昼間部(国・公・私立)の学生1人当たり「学費」に入学金および施設設備費(文部省管理局振興課調べ)の国立・私立加重平均値を加えたものである。41年度は課外活動費が計上されていないため、45年度のそれを当該調査の「授業料」の上昇率で割引いて推計した。

なお、昭和44年の労働白書においても生涯賃金の試算が行われている。そこで用いられた方法は、ある年の学歴別、年齢階級別賃金額を学校卒業時から55歳時まで積み上げて求めるやる方である。この方法によると、例えば大学卒の生涯賃金は次式によって求められる。

第11・12合併号

$$PV = \sum_{t=22}^{54} Y_t$$

上記により求めた生涯賃金から教育に要した費用を差し引いて教育費を考慮した生涯賃金を求めてみよう。その場合の教育費の合計額もある年における累計額である。第2表はこの方法により生涯賃金を推計したものである。

第2表 生涯賃金の学歴別格差（製造業，男子）

項 目	昭和41年			昭和45年			昭和49年		
	小 新	中 高	大 卒	小 新	中 高	大 卒	小 新	中 高	大 卒
[定期給与] 金額 (千円)	17,941.2	19,975.2	25,520.4	32,371.2	34,358.4	42,459.6	60,618.0	65,142.0	78,390.0
[特別給与] 金額 (千円)	70.3	78.3	100.0	76.2	80.9	100.0	77.3	83.1	100.0
[合計] 金額 (千円)	21,395.9	24,824.3	34,764.7	39,489.1	43,696.0	59,167.2	75,366.0	83,690.7	108,370.4
[教育費] 金額 (千円)	—	148.2	650.5	—	206.7	861.4	—	226.0	1,188.3
[教育費を考慮した] 生涯賃金額 (千円)	21,395.9	24,676.1	34,114.2	39,489.1	43,489.3	58,305.8	75,366.0	83,464.7	107,182.1
[格差] 金額 (千円)	62.7	72.3	100.0	67.7	74.6	100.0	70.3	77.9	100.0

資料出所：労働省「賃金構造基本統計」，文部省「父兄が支出した教育費」，「学生生活調査」，総理府統計局「消費者物価指数年報」

- (注) 1) 生涯賃金は，各年の学校卒業後から55歳までの定期給与と特別給与の累積額である。
- 2) 第1表の注1)～4) 参照。
- (注1) Gary S. Becker, "Human Capital, a Theoretical and Empirical Analysis with Special Reference to Education," New York: National Bureau of Economic Research, 1964.
- W. Lee Hansen, "Total and Private Returns to Investment in Schooling," *Journal of Political Economy*, LXXI (April, 1963)
- (注2) Bruce W. Wilkinson, "Present Values of Lifetime Earnings for Different Occupations", *Journal of Political Economy*, LXXIV (December 1966)

(2) 退職金の現状

以上述べたような退職金受給条件を満たす労働者が退職した場合、どの程度の退職金が支払われるかについてみると表6のようになっている。この退職金＝モデル退職金＝は、正常に学校を卒業してすぐ入社した者が、普通の能力で勤務した場合に、当該企業の退職金規定によりどの程度の退職一時金が支給されるか、をみたものである。

その支給水準をみると、産業計、製造業をとわず、年功序列的配分のため年令、勤続年数の増加につれ退職金額は増加している。また大卒よりも高卒の方が高水準を示しているなどは、企業規模、産業の種類を通じ同傾向である。表9～12は退職一時金およびそれと年金とを併給する事例についてみたものであるが、基本的には表6、7、8と同傾向を示している。

最近定年年令延長の気運が醸成されつゝあり、さらに定年時における労働者の労働能力にかなり個人差が認められることなどから、一律に定年後の取り扱いをきめておくよりも、必要とする職務や個人的能力によって、その取り扱いを決めるということも十分考慮する必要がある(表10、3)。

生計費とは生活に要するコストであり、それは、物価水準、生活水準、世帯規模の3つによって規制される。いずれも生計費の高さをきめるが、前2者と世帯規模とでは生計費との結びつきにおいて性格が異なる。物価と生活水準はあくまでライフのレベルに関するものであり、一方世帯規模はライフのサイクルにかゝわり合うものである。賃金との関連でいうなれば、前2者の変化はベースアップを通して賃金に結びつき、世帯規模の変化は昇給を通して賃金に結びつく。したがって、昇給はライフサイクルビジョン(次図例示表13)をベースとして制度化され、それによって確実にライフサイクルの充足が果されるようにすることが適切である。高令化の進む中で昇給制度がとくに重視されねばならない理由がそこにある。

さてそこで、年功賃金の修正にあたっては、たとえば職務・職能給に生活給

表6 モデル退職金（規模計）

（単位：千円）

モデル条件			調査産業計					製造業						
			退職金算定基礎給			退職金総額		退職金算定基礎給			退職金総額			
年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	扶養 家族 (人)	集計事 業所数 (社)	算定 基礎給 割合 (%)	基準内 賃金に 占める 割合 (%)	集計事 業所数 (社)	退職金 総額 (月)	集計事 業所数 (計)	算定 基礎給 割合 (%)	基準内 賃金に 占める 割合 (%)	集計事 業所数 (社)	退職金 総額 (月)		
													支給月	支給月
大学卒、事務・技術、男子														
25	3	1	819	81.9	63.0	945	132	1.0	470	83.1	64.3	544	123	1.0
30	8	2	857	105.6	62.7	992	592	3.5	496	105.7	64.2	574	537	3.3
40	18	3	873	157.7	61.6	1,015	2,880	11.3	505	157.8	63.2	587	2,645	10.7
50	27	2	873	209.3	62.3	1,015	6,833	20.4	505	210.5	63.9	587	6,292	19.2
55	32	1	420	214.8	61.6	473	10,959	31.6	228	218.2	64.2	253	10,504	31.2
高校卒、事務・技術、男子														
20	2	0	657	64.2	66.5	809	69	0.7	377	65.1	67.4	457	62	0.6
25	7	1	867	82.1	63.6	1,041	390	3.0	500	82.7	64.3	602	367	2.9
30	12	2	895	101.9	63.0	1,072	1,022	6.3	515	101.3	64.2	618	943	6.0
40	22	3	898	143.8	62.5	1,076	3,555	15.5	515	141.4	64.0	619	294	14.9
50	33	2	898	186.0	62.8	1,076	7,479	25.3	515	182.9	64.4	619	6,965	24.5
55	38	1	439	191.2	62.8	504	10,660	35.2	248	186.0	64.4	281	10,025	35.1
高校卒、生産、男子														
20	2	0	440	64.5	66.4	541	65	0.7	362	64.3	66.7	442	62	0.6
25	7	1	557	82.0	64.7	667	355	2.8	452	83.5	65.6	536	351	2.8
30	12	2	565	99.2	65.0	678	1,907	6.0	457	100.9	65.9	544	900	5.9
40	22	3	565	133.7	65.7	678	2,964	14.7	457	135.8	66.5	544	2,961	14.7
50	33	2	565	166.6	66.7	678	5,882	23.8	457	169.7	67.3	544	5,906	23.7
55	38	1	261	168.6	67.3	294	8,660	35.0	206	171.0	67.4	231	8,740	34.7
中学卒、生産、男子														
18	3	0	382	59.3	67.6	456	79	0.0	327	59.1	67.2	389	78	0.9
22	7	0	457	72.5	68.4	557	301	2.9	386	72.3	68.3	467	299	2.8
25	10	1	491	82.1	65.7	599	582	4.7	411	82.1	65.6	499	575	4.6
30	15	2	505	97.6	65.8	615	1,233	8.4	422	97.8	65.7	513	1,204	8.2
40	25	3	505	126.4	66.3	615	3,471	18.4	422	127.1	66.2	513	3,363	17.7
50	36	2	505	153.1	67.2	615	6,299	28.0	422	154.3	67.1	513	6,158	27.1
55	41	1	298	155.4	68.7	338	8,529	38.0	242	156.7	68.0	276	8,597	37.7
高校卒、事務、女子														
20	2	0	745	60.5	66.2	936	66	0.7	421	60.9	66.8	540	62	0.7
22	4	0	906	66.0	67.3	1,105	147	1.5	515	66.4	68.2	640	134	1.4
25	7	0	906	74.0	68.2	1,105	342	3.2	515	74.3	69.3	640	312	2.9
30	12	0	906	85.0	69.3	1,105	768	6.3	515	85.2	70.4	640	689	5.8
高校卒、生産、女子														
20	2	0	212	65.6	71.8	270	59	0.7	172	64.7	70.5	224	56	0.6
22	4	0	254	70.6	72.8	317	135	1.4	209	69.6	71.8	262	131	1.4
25	7	0	255	78.5	73.9	319	316	3.0	210	77.5	73.0	263	307	2.9
30	12	0	255	90.0	75.0	319	731	6.2	210	88.5	74.0	263	706	6.0
中学卒、生産、女子														
18	3	0	242	59.1	70.2	293	81	1.0	214	58.4	69.3	255	78	0.9
20	5	0	260	64.2	71.1	314	176	2.0	228	63.4	70.3	271	172	1.9
22	7	0	261	69.3	72.0	316	294	3.1	229	58.4	71.2	273	287	3.0
25	10	0	261	76.3	72.7	316	529	5.1	229	75.4	71.9	273	513	5.0
30	15	0	261	86.0	73.4	316	1,014	8.8	229	84.7	72.5	273	978	8.5
短大卒、事務、女子														
22	2	0	294	65.6	66.7	386	83	0.8	139	65.5	67.0	185	73	0.7
25	5	0	343	73.3	67.2	445	244	2.2	167	74.2	68.7	213	218	2.0
30	10	0	343	88.9	70.3	445	613	4.9	167	89.0	71.8	213	556	4.5

資料：日本生産性本部52年度，生産性モデル総合賃金調査」表7，8も同出所

(注) 「退職金算定基礎給」は，基準内賃金と算定基礎給の両方に記入のあった企業ののみ集計。

退職一時金・年金制度

表7 モデル退職一時金の規模間格差

勤続	49人以下			50～99人			100～299人			49人以下			50～99人			100～299人		
	退職一時金	指数		退職一時金	指数		退職一時金	指数		退職一時金	指数		退職一時金	指数		退職一時金	指数	
中学卒	(自己都合)									(会社都合)								
5	163,000	100		183,000	112		168,000	103		241,000	100		284,000	118		247,000	102	
10	500,000	100		569,000	114		538,000	108		687,000	100		799,000	116		726,000	106	
20	1,726,000	100		2,246,000	130		2,033,000	118		2,140,000	100		2,728,000	127		2,381,000	111	
30	3,607,000	100		4,789,000	133		4,625,000	128		4,254,000	100		5,543,000	130		5,072,000	119	
高校卒																		
5	217,000	100		214,000	99		232,000	107		316,000	100		325,000	103		344,000	109	
10	657,000	100		670,000	102		709,000	108		816,000	100		920,000	105		970,000	111	
20	2,357,000	100		2,529,000	107		2,686,000	114		2,807,000	100		3,071,000	109		3,209,000	114	
30	4,954,000	100		5,368,000	108		5,988,000	121		5,631,000	100		6,233,000	111		6,699,000	119	
大学卒																		
5	292,000	100		302,000	103		291,000	100		439,000	100		453,000	103		414,000	94	
10	903,000	100		887,000	98		879,000	97		1,210,000	100		1,209,000	100		1,145,000	95	
20	3,173,000	100		3,189,000	101		3,415,000	108		3,835,000	100		3,891,000	101		3,968,000	103	
30	6,566,000	100		6,840,000	104		7,488,000	114		7,516,000	100		7,894,000	105		8,298,000	110	

を併せて基本給を構成するといった在り方が当面は要求されて然るべきである。この際的生活給は、水準が問題なのではなくエンゲルEngel係数60%など活用余地はないか、年令別生計費カーブが判断基準となろう。いま総理府統計局の家計調査によって年令別の生計費変化をみると45～49才層の消費支出は231,505円、50～54才層239,813円となっており、この2つの層がほぼ同じレベルでピークをなしている。つまり、45～49才の5年間をほぼフラットな頂きとした山型のカーブが今日における生活費カーブの形だといえる。とすると、年令給を設定するとして、それは45～49才層のいずれかの年令がポイントで昇給停止、そして55才以降でマイナス昇給といった在り方が妥当でしょう。このような形の年令給の上に、職務給や職能給を上積みして一定の水準を保つように配慮されるべきであろう。

厚生省の人口動態統計によると、平均婚姻年令は、昭和52年においては男子27.4才、女子25.0才となっている。昭和30年当時は、男子26.6才、女子23.6才であったからそれに較べると男子が0.8才、女子が1.4才伸たことになる。そして、結婚後第1子出生までの期間は約1.8年、世帯人員数としては40～44才層で4人世帯が全体の42%で最も多く、ついで21%が5人世帯となっている。核家族世帯は、昭和30年当時の45%から昭和52年には59%に高まってきている。

表14は費目別に家計支出をみたものであるが、費目別にライフサイクルステ

第11・12合併号

表8 モデル退職一時金

勤続 年数	年齢	退職一時金		自己都合		会社都合		退職一時金		自己都合		会社都合	
		算定基礎額	支給率	退職一時金	支給率	退職一時金	算定基礎額	支給率	退職一時金	支給率	退職一時金	支給率	退職一時金
中学 (製造業・50～99人規模)													
1	16	63,000	0.3	20,000	0.9	57,000		66,000	0.2	16,000	0.9	57,000	
3	18	68,000	1.2	79,000	2.0	138,000		73,000	1.0	70,000	1.8	129,000	
5	20	77,000	2.3	177,000	3.8	289,000		83,000	2.1	171,000	3.1	258,000	
10	25	94,000	5.9	559,000	8.6	813,000		102,000	5.2	526,000	7.2	735,000	
15	30	114,000	10.6	1,205,000	14.1	1,605,000		117,000	9.1	1,064,000	11.6	1,360,000	
20	35	132,000	16.7	2,201,000	20.7	2,734,000		135,000	13.5	1,828,000	16.7	2,261,000	
25	40	149,000	22.5	3,355,000	27.0	4,017,000		150,000	18.2	2,734,000	21.7	3,260,000	
30	45	165,000	28.5	4,702,000	33.5	5,529,000		166,000	23.3	3,873,000	27.3	4,526,000	
35	50	181,000	33.2	6,003,000	38.8	7,016,000		179,000	27.6	4,932,000	32.0	5,725,000	
40	55	198,000	33.1	6,547,000	43.4	8,591,000		191,000	30.2	5,776,000	36.5	6,981,000	
定年		204,000	—	—	—	45.4	9,253,000	196,000	—	—	—	33.5	6,764,000
高校													
1	19	79,000	0.2	18,000	0.8	61,000		77,000	0.3	24,000	0.9	71,000	
3	21	81,000	1.1	91,000	1.9	153,000		84,000	1.1	92,000	1.8	155,000	
5	23	90,000	2.3	206,000	3.6	323,000		93,000	2.2	207,000	3.4	315,000	
10	28	110,000	5.9	646,000	8.4	924,000		113,000	5.6	633,000	7.8	876,000	
15	33	130,000	10.4	1,357,000	13.8	1,793,000		133,000	10.0	1,326,000	12.5	1,699,000	
20	38	150,000	16.1	2,414,000	20.0	3,007,000		153,000	15.1	2,314,000	18.0	2,753,000	
25	43	170,000	21.5	3,661,000	26.1	4,445,000		172,000	20.6	3,544,000	23.6	4,058,000	
30	48	189,000	27.1	5,123,000	32.4	6,129,000		189,000	30.4	4,938,000	29.4	5,557,000	
35	53	207,000	31.5	6,520,000	37.5	7,758,000		205,000	31.0	6,229,000	34.0	6,978,000	
37	55	219,000	29.3	6,427,000	39.1	8,571,000		214,000	31.0	6,643,000	35.7	7,647,000	
定年		226,000	—	—	—	41.4	9,359,000	224,000	—	—	—	37.6	8,431,000
大学													
1	23	105,000	0.4	40,000	0.9	95,000		97,000	0.3	31,000	0.8	75,000	
3	25	106,000	1.4	153,000	2.2	237,000		109,000	1.2	131,000	2.0	213,000	
5	27	118,000	2.7	319,000	4.1	480,000		122,000	2.4	290,000	3.6	443,000	
10	32	142,000	6.5	917,000	9.0	1,271,000		144,000	6.2	886,000	8.4	1,216,000	
15	37	170,000	11.1	1,886,000	14.5	2,469,000		167,000	10.9	1,817,000	13.6	2,266,000	
20	42	197,000	16.6	3,277,000	20.5	4,034,000		189,000	16.6	3,135,000	19.8	3,741,000	
25	47	222,000	22.2	4,918,000	26.7	5,919,000		210,000	22.4	4,704,000	25.6	5,374,000	
30	52	245,000	27.2	6,674,000	32.4	7,936,000		231,000	28.4	6,568,000	31.8	7,354,000	
33	55	259,000	27.7	7,165,000	35.0	9,062,000		247,000	28.9	7,142,000	34.6	8,535,000	
定年		269,000	—	—	—	38.5	10,365,000	253,000	—	—	—	34.4	8,714,000
建設業													
1	16	74,000	0.1	10,000	0.6	42,000		47,000	0.2	11,000	0.7	34,000	
3	18	77,000	1.1	87,000	1.7	130,000		55,000	1.8	98,000	2.7	148,000	
5	20	90,000	1.9	171,000	2.7	245,000		61,000	3.3	203,000	4.6	281,000	
10	25	111,000	4.4	487,000	5.9	660,000		77,000	7.8	599,000	10.1	781,000	
15	30	135,000	7.1	958,000	9.1	1,232,000		95,000	12.8	1,217,000	16.3	1,549,000	
20	35	150,000	10.6	1,584,000	13.2	1,984,000		117,000	18.3	2,142,000	23.0	2,688,000	
25	40	163,000	14.4	2,342,000	17.3	2,823,000		135,000	23.2	3,134,000	28.6	3,856,000	
30	45	180,000	18.0	3,243,000	21.1	3,789,000		151,000	27.9	4,220,000	34.3	5,182,000	
35	50	184,000	22.5	4,131,000	26.0	4,788,000		165,000	31.7	5,236,000	39.5	6,514,000	
40	55	189,000	27.1	5,122,000	31.1	5,879,000		178,000	35.2	6,274,000	44.3	7,883,000	
定年		191,000	—	—	—	43.0	8,207,000	178,000	—	—	—	47.5	8,450,000
卸売業・小売業													
1	19	73,000	0.1	8,000	0.8	57,000		68,000	0.2	16,000	0.8	56,000	
3	21	80,000	1.2	94,000	1.9	154,000		77,000	1.4	108,000	2.1	162,000	
5	23	89,000	2.1	188,000	3.3	292,000		85,000	2.8	238,000	3.9	328,000	
10	28	108,000	5.1	555,000	7.1	767,000		105,000	6.9	728,000	8.8	924,000	
15	33	127,000	9.4	1,196,000	12.2	1,548,000		124,000	11.8	1,467,000	14.5	1,800,000	
20	38	145,000	14.1	2,051,000	17.6	2,549,000		145,000	17.3	2,509,000	20.3	2,937,000	
25	43	164,000	20.2	3,314,000	23.6	3,870,000		164,000	23.1	3,786,000	26.4	4,333,000	
30	48	179,000	25.7	4,607,000	29.6	5,295,000		180,000	28.8	5,181,000	32.4	5,839,000	
35	53	192,000	30.1	5,787,000	34.4	6,601,000		197,000	33.4	6,573,000	37.5	7,378,000	
37	55	199,000	31.2	6,202,000	36.2	7,205,000		207,000	33.2	6,865,000	39.2	8,109,000	
定年		200,000	—	—	—	46.0	9,202,000	219,000	—	—	—	40.9	8,967,000
大学													
1	23	84,000	0.1	8,000	1.0	82,000		78,000	0.3	20,000	0.8	64,000	
3	25	90,000	1.3	115,000	2.2	199,000		90,000	1.4	126,000	2.2	195,000	
5	27	102,000	2.5	252,000	3.9	401,000		101,000	2.7	276,000	3.9	389,000	
10	32	123,000	6.3	775,000	8.7	1,074,000		126,000	6.9	866,000	8.7	1,090,000	
15	37	143,000	11.3	1,621,000	14.7	2,109,000		153,000	11.5	1,760,000	13.9	2,120,000	
20	42	161,000	17.4	2,805,000	21.3	3,425,000		177,000	16.9	2,987,000	20.0	3,533,000	
25	47	177,000	24.3	4,293,000	28.2	4,994,000		199,000	22.0	4,372,000	25.5	5,071,000	
30	52	193,000	30.7	5,926,000	34.9	6,735,000		219,000	27.3	5,977,000	31.2	6,826,000	
33	55	209,000	32.8	6,863,000	37.6	7,863,000		231,000	28.9	6,677,000	34.3	7,934,000	
定年		219,000	—	—	—	43.1	9,438,000	233,000	—	—	—	37.0	8,618,000

退職一時金・年金制度

表9 退職一時金と勤続年数の関係

(1) 勤続年数の通算方法 (資本金5億円以上, 従業員1,000人以上企業)

[44年4月, 46・48・50年は6月, 退職金制度のある企業=100]

年	試用期間				組合専従期間				公傷病休職期間			
	無条件で 全期間 通算	条件付 または 部分通算	通算 しない	その他	無条件で 全期間 通算	条件付 または 部分通算	通算 しない	その他	無条件で 全期間 通算	条件付 または 部分通算	通算 しない	その他
昭和44年	84.7	2.5	8.6	4.2	88.9	5.0	1.9	4.2	90.5	4.2	3.3	1.9
46	83.2	3.4	8.2	5.1	87.5	4.0	2.0	6.5	87.8	4.5	4.3	3.4
48	84.3	3.6	8.6	3.6	87.9	3.6	2.4	6.2	91.7	3.8	2.4	2.1
50	82.2	3.6	8.9	5.3	86.9	3.3	2.2	7.5	89.7	4.2	3.2	2.8
52	85.5	1.7	7.0	5.8	90.7	2.6	1.7	4.9	88.4	4.4	4.4	2.9

年	私傷病休職期間				公職就任休職期間				合併, 統合などによる 前社の勤続期間			
	無条件で 全期間 通算	条件付 または 部分通算	通算 しない	その他	無条件で 全期間 通算	条件付 または 部分通算	通算 しない	その他	無条件で 全期間 通算	条件付 または 部分通算	通算 しない	その他
昭和44年	26.4	32.6	39.8	1.1	41.5	16.7	24.5	17.3	27.9	22.0	5.6	44.6
46	28.1	28.7	40.6	2.6	40.3	18.5	27.0	14.8	27.3	19.6	5.4	47.7
48	30.2	27.2	40.8	1.8	43.8	15.4	27.8	13.0	35.5	19.6	6.2	38.5
50	28.1	30.3	39.2	2.5	36.4	16.7	30.6	16.4	30.6	19.2	4.4	45.8
52	29.1	30.2	39.0	1.7	40.4	15.4	28.2	16.0	32.0	19.2	3.8	45.1

資料出所: 中央労働委員会事務局「退職金・定年制および年金事情調査」(偶数年に調査) 昭和50年の調査対象は360社。

(注) 「その他」とは, 規定がないものおよび記入がないもの。

(2) 事由別にみた退職一時金受給のための最低勤続年数表 (資本金5億円以上, 従業員1,000人以上企業)

[昭和52年6月, 退職金制度のある企業=100]

退職事由	制限なしおよび 1年未満	1年以上		3年以上	
		2年未満	2年以上	3年未満	3年以上
自己都合退職	3.2	30.2	19.2	45.9	
会社都合退職	48.8	36.6	4.4	5.2	
定年退職	43.6	39.2	5.5	7.3	
業務上死亡	50.6	37.8	3.5	4.7	
業務上死傷	45.1	40.1	4.9	7.0	
業務上外傷	46.2	37.2	5.2	6.4	
業務上外傷	31.7	39.8	8.7	16.6	
女子の結婚・出産	9.6	35.2	15.4	34.9	

資料出所: 中央労働委員会事務局「退職金・定年制および年金事情調査」(昭和52年6月) (調査対象企業数は360社)

(注) 回答のない企業がそれぞれ若干あるので合計は100とはならない。

第11・12合併号

表10 事由別退職金加算状況

(1) 事由別にみた退職金の加算状況 (資本金5億円以上, 従業員1,000人以上企業)
〔昭和52年6月, 退職金制度のある企業=100〕

退職事由	定年に同じ	定年に割増	自己都合に 同じ	定年と自己 都合の支給 率の間	ある勤続年数 までは定年と 自己退職の間 の支給率と なる	ある勤続年数 までは定年と 自己退職の間 の支給率と なる	ある勤続年数 までは定年と 自己退職の間 の支給率と なる	その他
会社業務	69.2	2.9	1.2	2.9	1.2	2.3	20.3	
社上死	70.6	5.8	1.5	1.5	0.3	0.6	19.8	
業務上死	68.9	3.8	4.9	2.0	3.2	0.6	16.6	
業務上傷	68.0	4.7	2.9	2.0	0.3	0.3	21.8	
業務上病	41.6	3.2	23.8	3.5	6.4	1.7	19.8	
業務上婚	18.9	0.6	35.5	3.8	7.3	8.7	25.3	

資料出所：中央労働委員会事務局「退職金・定年制および年金事情調査」(昭和52年6月)

(注) 1 「その他」のなかに一部割増を含む。

2 資格, 学歴などの区別があるもの, そのつど協議するものなどは「その他」に含まれる。

(2) 退職一時金の加算制度 (30~299人企業)

〔昭和53年7月〕

業種	合計 (企業数)	加算制		加算理由 (加算制度あり=100)											
		加算制 度あり	加算制 度なし	功	労	役	付	定	年	年	齢	業務上 死傷病	業務外 死傷病	女子の 結婚	その他
全建設業	100.0(1,013)	54.8	45.2	73.5	19.1	28.6	6.8	49.5	22.5	18.0	6.7				
製造業	100.0(87)	57.5	42.5	80.0	16.0	22.0	12.0	44.0	30.0	22.0	4.0				
卸売・小売業	100.0(548)	56.6	43.4	70.6	19.7	31.0	6.8	48.4	21.9	18.4	6.5				
金融・保険業	100.0(143)	49.0	51.0	85.7	17.1	27.1	8.6	54.3	24.3	20.0	5.7				
運輸・通信業	100.0(31)	74.2	25.8	69.6	8.7	34.8	8.7	34.8	13.0	30.4	13.0				
サービス業	100.0(96)	50.0	50.0	79.2	35.4	29.2	—	54.2	22.9	5.2	5.2				
その他	100.0(108)	50.0	50.0	64.8	11.1	20.4	5.6	57.4	20.4	11.1	5.6				

資料出所：東京都労働経済局「中小企業の退職金事情」

一ツ別の生計費の変化をみると, ピークは食料費が40~44才層, 光熱費が45~49才層, 住居・被服・雑費・非消費支出の4者が50~54才層となっている。それに60才以上層では消費性向も80%を越え, それと相対的に貯蓄性向が50才台未満よりも低位にある。

それに何よりもエンゲル系数で, 45才~59才層の25~27%に較べ, 60才以上層では30%を越えているなど, これからの賃金体系, 退職一時金・年金制度を検討するに際し, とくに十分留意する必要を強調しておきたい。なお, 60~64才層の生計費は30~34才層の生計費とほぼ同一水準にある。65才以上層が21~

退職一時金・年金制度

表11 退職一時金受給のための最低勤続年数（会社都合）

〔退職一時金制度あり企業=100〕

産業・規模	集計企業数	1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	その他
全産業	100.0 (1,012)	3.0	44.9	14.8	29.4	7.9
100～299人	100.0 (170)	4.1	51.2	16.5	22.4	5.9
50～99人	100.0 (258)	3.1	41.5	17.4	32.6	5.4
49人以下	100.0 (584)	2.6	44.5	13.2	30.1	9.6
建設業	100.0 (87)	5.7	47.1	20.7	18.4	8.0
製造業	100.0 (547)	2.4	44.6	14.1	32.2	6.8
卸売業・小売業	100.0 (143)	2.8	42.7	15.4	30.1	9.1
金融・保険業	100.0 (31)	6.5	64.5	9.7	12.9	6.5
運輸・通信業	100.0 (96)	1.0	51.0	14.6	26.0	7.3
サービス業	100.0 (108)	4.6	36.1	14.8	31.5	13.0

(注) 集計企業数には「記入なし」(1社)を除く。

表12 退職一時金の算定方法

〔退職一時金制度あり企業=100〕

産業・規模	企業数	退職一時金算定		一定額(勤続年数別・退職理由別)	その他
		基礎額×一定率	一定額(勤続年数のみ)		
全産業	100.0 (1,013)	73.0	12.8	9.3	4.9
100～299人	100.0 (170)	77.6	10.0	7.6	4.7
50～99人	100.0 (258)	82.2	8.5	7.0	2.3
49人以下	100.0 (585)	67.5	15.6	10.8	6.2
建設業	100.0 (87)	71.3	13.8	14.9	—
製造業	100.0 (549)	75.8	12.4	6.9	4.9
卸売業・小売業	100.0 (143)	73.4	14.7	9.8	2.1
金融・保険業	100.0 (31)	93.5	3.2	—	3.2
運輸・通信業	100.0 (96)	54.2	17.7	20.8	7.3
サービス業	100.0 (107)	70.1	10.3	8.4	11.2

29才層と同じレベルにあり、また世帯当りの有業人員数は、50～54才層の1.9人が最も高く、住居費は上述のように50～54才層がピークだが、一方住居の所有別に1カ月当り住居費をみると民営借家が27,696円で最高、順次、借間の

第11・12合併号

19,731円, 公営借家の16,935円, 持家15,988円, 給与借家15,273円となっている。消費支出の中に占める割合も同じ順序で15.5%, 12.4%, 9.8%, 7.6%, 7.5%と低下している。給与借家の場合, 明らかに絶対額でみても消費支出の中に占める比率でみても, 他より負担が低いことが判る。年齢階層別の消費支出の動向は, 賃金体系の近代化のみならず, 退職金額算定のための基礎資料としても十分検討しなければならない問題である。

表13 ライフサイクルに基づいた生活保護基準の試算 (居宅の場合, 月額)

〔昭和53年9月改定〕

(単位: 円)

設 定 条 件					基準生活費 (居宅)			住宅扶助 基準額	教育扶助 基準額	勤 勞 基礎控除	合 計 額
世帯主	妻	第1子	第2子	第3子	第1 類 基準額	第 2 類					
						基準額	冬季加算				
1 級 地											
15歳					28,850	15,730	558	9,000		16,930	71,068
20					24,860	15,730	558	9,000		16,930	67,078
25					24,860	15,730	558	9,000		16,930	67,078
27	25歳				45,910	17,950	704	9,000		16,930	90,494
30	28	1歳			58,410	20,140	850	9,000		16,930	105,330
35	33	6	3歳		79,770	22,280	996	9,000	1,280	16,930	130,256
40	38	11	8	4歳	100,680	24,370	1,142	9,000	2,560	16,930	154,682
45	43	16	13	9	118,870	24,370	1,142	9,000	3,860	16,930	174,172
2 級 地											
15歳					26,250	14,310	504	9,000		16,930	66,994
20					23,620	14,310	504	9,000		19,930	63,364
25					22,620	14,310	504	9,000		16,930	63,364
27	25歳				41,780	16,340	638	9,000		16,930	84,688
30	28	1歳			53,160	18,320	771	9,000		16,930	98,181
35	33	6	3歳		72,600	20,270	904	9,000	1,280	16,930	120,984
40	38	11	8	4歳	91,630	22,180	1,038	9,000	2,560	16,930	143,338
45	43	16	13	9	108,170	22,180	1,038	9,000	3,860	16,930	161,178
3 級 地											
15歳					23,660	12,900	454	5,000		15,910	57,924
20					20,390	12,900	454	5,000		15,910	54,654
25					20,390	12,900	454	5,000		15,910	54,654
27	25歳				37,650	14,730	575	5,000		15,910	73,865
30	28	1歳			47,900	16,520	696	5,000		15,910	86,026
35	33	6	3歳		65,410	18,270	817	5,000	1,280	15,910	106,687
40	38	11	8	4歳	82,560	19,990	938	5,000	2,560	15,910	126,958
45	43	16	13	9	97,480	19,990	938	5,000	3,860	15,910	143,178

資料出所: 厚生省「生活保護手帳」78年版 (原資料をもとに, 筆者が独自に設定条件を設けて試算したもの)。

(注) 1 設定条件では, 世帯主は日雇労働者, それ以外は無職。子供は男子とした。年齢でみると, 27歳で結婚し, 29歳で第1子, 32歳で第2子, 36歳で第3子を生んだと仮定した場合のもの。

2 保護基準の項目は, 毎月定期的に支給されるものを中心とした。

3 居宅第2類の地区別冬季加算額は11月~3月までの5カ月間支給されるが,

退職一時金・年金制度

ここでは、支給総額を12カ月で割って1カ月平均額を算出。なお地区区分はⅥ区とした。

- 4 勤労に伴う基礎控除額は、職種区分2（日雇など）で、1カ月21日以上勤労した場合のものとした。
- 5 上記基準額のほか、学校給食費、通学のための交通費等の実費が支給される。収入から社会保険料、労働組合費、通勤費等の実費が控除されており、上記基準額は「手取額」である。
- 6 地域区分は以下の通りである。

1 級地 北海道：札幌市、江別市。埼玉県：川口市、浦和市など11市。千葉県：千葉市、市川市など5市。東京都：区部、八王子市、立川市など23市。神奈川県：横浜市、川崎市など14市、および三浦郡葉山町。滋賀県：大津市。愛知県：名古屋市。京都府：京都市など4市。大阪府：大阪市、堺市など24市、および泉北郡忠岡町。兵庫県：神戸市など9市。岡山県：岡山市、倉敷市。広島県：広島市など3市、および佐伯郡五日市町。福岡県：福岡市、北九州市。

2 級地 1 級地以外の県庁所在都市などの主要都市および主要な郡の町。

3 級地 1 級地、2 級地以外の市町村。

〔冬季加算額の地区区分〕「Ⅰ区」は北海道、青森県、秋田県、「Ⅱ区」は岩手県、山形県、新潟県、「Ⅲ区」は宮城県、福島県、富山県、長野県、「Ⅳ区」は石川県、福井県、「Ⅴ区」は栃木県、群馬県、山梨県、岐阜県、鳥取県、島根県、「Ⅵ区」はその他の都府県となっている。

表14 世帯主の年齢階級別家計（全国、勤労者世帯）

昭和52年1カ月平均

単位：円

費目	～24才	～29才	～34才	～39才	～44才	～49才	～54才	～59才	～64才	65才～
世帯人員(人)	73	583	899	987	867	765	558	306	179	110
家族人員(人)	2.89	3.31	3.84	4.18	4.22	3.88	3.56	3.15	3.18	3.06
世帯主(令)	22.7	27.5	32.2	36.9	41.9	46.9	56.7	56.7	61.8	68.3
実収入	179,366	223,284	251,751	272,956	299,041	336,744	366,983	320,823	238,695	225,195
消費支出	137,659	164,053	175,210	190,394	208,843	231,505	239,813	206,929	174,110	168,369
食料	41,097	47,387	53,105	60,415	65,364	63,634	60,051	55,816	53,563	49,555
住居	22,482	20,651	19,121	17,376	18,269	18,839	20,478	17,892	7,774	7,394
光熱	6,068	6,479	7,078	7,372	8,081	8,586	8,547	8,085	14,995	11,787
被服	11,456	14,260	16,121	17,873	22,071	23,768	25,533	20,339	82,716	85,281
雑費	56,557	75,277	79,784	87,358	95,059	116,678	125,205	104,797	23,838	85,281
非消費支出	12,688	20,017	23,674	25,839	30,123	37,982	46,461	39,427	23,838	17,708
平均										
消費性向(%)	82.6	80.7	76.8	77.0	77.7	77.5	74.8	73.5	81.0	81.1
貯蓄性向(%)	12.8	12.9	14.1	14.5	13.8	15.9	15.0	16.3	14.6	12.8

資料出所：総理府統計局「家計調査年報」（昭和52年）

第11・12合併号

ライフサイクルビジョンの大まかなフレーム・ワーク

世帯 人員	世帯員の年齢				主要事項	住 宅	教 育	主要耐久消費材	レジャー・誤案 (年間回数、()内は妻)
	夫	妻	長男	長女					
単 身	18				就 職 ・ 常勤生 産労働 ・ 作業度 普 通 ・ 週 休 2 日制	民 ア バ ー ト 1DK	<ul style="list-style-type: none"> 冷蔵庫(電気) 洗濯機(電気) カラーテレビ カメラ、ステレオ 自動車 電気掃除機 ミシン タンス 洗面鏡 食卓セット 自転車 	<ul style="list-style-type: none"> みるスポーツ 5 するスポーツ 10 海水浴、プール 2 ハイキング 2 1泊2日旅行 2 5泊6日旅行 1 映画・観劇 4(4) 	
	19								
	20								
	21								
	22								
	23								
	24								
	25								
26									
27									
2 人	28	25			結 婚	公 団 2DK	<ul style="list-style-type: none"> 略 	<ul style="list-style-type: none"> (4人世帯以降) 映画・観劇 3(3) みるスポーツ 3(1) 動物園・遊園地 7(6) するスポーツ 8(7) ハイキング 3(3) 小旅行 2(2) 大旅行 1(1) 	
	29	26							
	30	27							
3 人	31	28	0		長男誕生		<ul style="list-style-type: none"> 略 	<ul style="list-style-type: none"> 略 	
	32	29	1						
	33	30	2						
4 人	34	31	3	0	長女誕生	持 家 取 得 4LDK	<ul style="list-style-type: none"> ルーム・クーラー 応接セット サイドボード サイア びり道具 テーブルコーダー じゅうたん 略 	<ul style="list-style-type: none"> 略 	
	35	32	4	1					
	36	33	5	2					
	37	34	6	3					
	38	35	7	4					
	39	36	8	5					
	40	37	9	6					
	41	38	10	7					
	42	39	11	8					
	43	40	12	9					
	44	41	13	10					
	45	42	14	11					
	46	43	15	12					
	47	44	16	13					
	48	45	17	14					
	49	46	18	15					
3 人	50	47		16	長 男 寮 生 活 長女同居		<ul style="list-style-type: none"> 〈食生活〉 成人男子1人1日当り標準食費 520円 (栄養量をみだし、比較的バラエティに富んだ生活とする) ・嗜好食品(4人世帯) 酒 類 4,000円 飲料 3,000円 菓子類 6,000円 〈衣生活(4人世帯) (夫) (妻) 背 広(合) 3 スーツ(合) 2 ク (夏) 2 ク (夏) 1 礼 服 1 礼装衣 1 替 上 着 1 ワンピース(合) 2 替ズボン(合) 1 (夏) 2 和 服 1 スカート 2 パンタロン 1 ストラップス 1 ホームドレス 3 和 服 2 		
	51	48		17					
	52	49		18					
	53	50		19					
	54	51		20					
	55	52		21					
	56	53		22					
2 人	57	54			長男就職 別居 長女結婚 定年退職 老 後		<ul style="list-style-type: none"> 略 	<ul style="list-style-type: none"> 略 	
	58	55							
	59	56							
	60	57							
	61	58							
	62	59							
	63	60							
	64	61							

(備考) 表13, 14と、自社の賃金水準など対比し実額を検討すること。

(3) 退職一時金のきめ方

1 退職金源資の計算方法

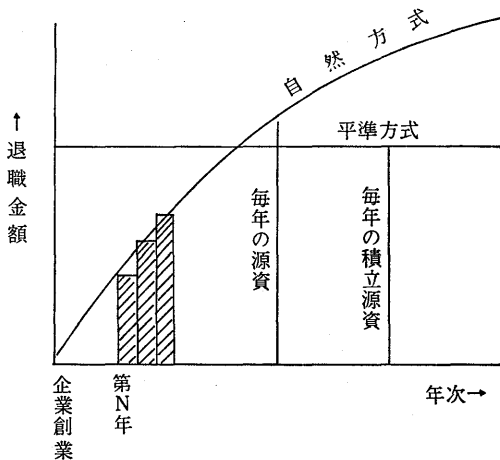
一時金、年金をとわず退職金は、一般の賃金の場合とは異なり、将来の不確定な時期に支払われ、また支払いが始められるものである。したがって、健全な保険数理の上に立って、企業経営、財政の長期的見通しのもとに財源計画を立てる必要がある。

保険数理によるものとしては

- ① 自然方式
- ② 平準方式

の2つがある。

自然方式とは、通常自然保険料方式または賦課保険方式ともいわれるもので、その考え方は「企業において支出される退職金総額は、年とともに増加していく傾向にある。退職金源資もそれに見合うよう歩調を合わせて逐次増額し確保していこう」とするものである。



第11・12合併号

また、平準方式は、平準保険料方式ともいわれるもので、その考え方は「毎年どれだけの積立金を源資として確保したならば、それが退職金支払い財源となり得るか」と考えるものである。

その差異を、横軸を年次に、縦軸を退職金支払い額として目盛って企業創業時から退職金支払い額をグラフにしたものが別図である。

2 諸外国における退職金制度

西欧諸国においては、わが国のような退職金制度は、殆んど見当らないといってもよい。それは、社会、風俗の *inertia* は一応おいても、社会保障制度の一環として、公的年金制度が充実していることによるものであろう。また、アメリカにおいても、退職金の一時払い制度は、全くみられないといわれている。

アメリカの場合、強いて求めるなら、私的退職年金制度という大きな枠のなかで、一時金払いの選択が出来る制度があげられる。これは、一般に中途退職餞別制度 (Severance Pay Plan) というもので、年金制度の変形とみられるものである。その内容は、労働者が退職する場合、退職時にかなりの額を一時金で支給し、そのかわり、年金給付を、一定期間経過後から開始するというもの、あるいは、中途退職者は将来にわたって年金を受給する資格を喪失する代わりに年金額に比較し非常に不利、低額な退職一時金を支給するもの、などとなっている。

2 退職金・退職年金の算定

退職金額、退職金制度を設定するに際しては、退職金額をいくらにするかということが重要な問題となるが、この問題は基準となる退職労働者に支払う退職金額すなわち基準退職金額の算定および、その基準額を基礎とした各勤続年数別の支給額の算定という2つの問題に分けてみなければならない。

①基準退職金額の算定

基準退職金額とは、ある一定の基準となる退職労働者に支払う退職金である

退職一時金・年金制度

が、これは一般に正規に入社した労働者が定年で退職するときの退職金額をとるのが普通である。ただ正規入社者にしても大学卒も、高校卒も、中学卒もあり、これについては当該企業で最も多い属性をもつ労働者を選ぶのが一般的である。例えば、金属加工業であれば男子の中学卒（小学）者、金融業なら男子高卒（旧中）者というように、その企業の実態に応じて選ぶべきである。

算定方法としては

- イ 生計費に基づくもの
- ロ 同種他企業の退職金水準に基づくもの
- ハ 自社の賃金に基づくもの
- ニ 自社の貯蓄額に基づくもの

等が挙げられるが、一般にはイおよびロの方法が多く用いられているから、こゝでもその方法について述べてみたい。

イ 生計費に基づくもの

この方法は、現在のある部派に属する労働組合の退職金要求等によくみられ、その性格は定年退職者の老後の一定期間の生活を保障するという考え方に基づくものである。したがってこの方式で算出する場合には次の事項を考慮しなければならない。

① 生活保障期間

生活保障期間には、5年、10年、15年、平均余命年数、終身等があるも、いずれを選ぶか問題となる。

② 保障生活水準

保障生活水準の決定に当っては、

- a 生活保障の範囲
- b 生活水準設定の基礎を理論生計費とするか、実態生計費にするか
- c 生計費は最低生計費とするか、標準生計費にするか

等々問題になる。

③ 社会保険給付金との調整

退職後、雇用保険金の給付が最高300日分（雇用保険法第22条＝55才以上300

第11・12合併号

日分、45才～54才 240日分、30才～44才 180日分、30才未満90日分) がある。また、厚生年金保険の給付は、被保険者が60才以上死亡時まで、以後は遺族に一定の割合で減額されるにしても遺族年金が支給される。

㊦ 退職所得に対する課税

退職所得に対する課税については、特別控除後(法第44条、46条)の金額の1/2が課税対象となるから、あらかじめ所得税等を考慮しなければならない。

〔例〕18才で入社した者が、昭和38年1月1日で55才となり、定年退職した。この場合の生計費に基づく退職金を求めよ。なお、算出に当たっての条件は次の通りとする。

生活保障期間は、本人および妻死亡までとし、生存年数は平均余命表による。1年末満については切り上げるものとする。保障生活水準は、人事院標準生計費(昭和38年4月)により算出するものとするが、食料費については20%、被服費、雑費については50%減とする。家族構成は、夫と妻とし、子女は経済的に独立したものとする。夫と妻との年令差は3才とする。

〔答〕

退職時妻の年齢は55才－3才＝52才であるから、保障期間は平均余命表により

厚生省簡易生命表(余命)

年齢	男	女
0	65.84	70.70
40	31.01	34.84
50	22.31	25.89
51	21.49	25.03
52	20.68	24.18
53	19.88	23.33
54	19.10	22.49
55	18.33	21.66
56	17.57	20.84
57	16.83	20.03
58	16.10	19.22
59	15.38	18.42
60	14.68	17.64

本人 19年

妻 25年

となる。

次に人員別の1ヵ月当り生計費を求めると、

世帯人員1の場合

食料費 $5,520 \times 0.8 = 4,416$ 円

住居光熱費 $2,180 \times 1.0 = 2,180$ 円

被服費 $1,160 \text{円} \times 0.5 = 580$ 円

雑費 $3,640 \times 0.5 = 1,820$ 円

計 8,996円

世帯人員2の場合

退職一時金・年金制度

食料費	$9,810円 \times 0.8 = 7,848円$
住居光熱費	$3,720円 \times 1.0 = 3,720円$
被服費	$2,140 \times 0.5 = 1,070円$
雑費	$8,590円 \times 0.5 = 4,295円$
計	16,933円

となり、これを年額に換算すると、

世帯員1の場合

$$8,996円 \times 12 = 107,952円$$

世帯員2の場合

$$16,933円 \times 12 = 203,196円$$

となる。したがって必要な総生計費は

$$203,196円 \times 19 + 107,952円 \times 6 \text{ (夫死亡後妻の余命年数, 25年-19年)} = 4,508,436円 \text{ となり, 総額では } 2,472,735円 \text{ となる}$$

退職者には、雇用保険および厚生年金保険の給付があるから、この分の年金現価を求め、先に求めた退職金額から控除しなければならない。

雇用保険の給付日額を最高の700円とすると（法第16～19条）

$$700円 \times 270 \text{ (日分)} = 189,000円$$

なお、雇用保険金は定年退職の場合、給付制限を伴わないものとして取り扱うと1年以内に給付が完了するから年金現価の計算は省略する。厚生年金は60才以後、本人死亡まで老齢年金の、その後妻死亡まで遺族年金の給付がある。

基本年金額の計算は、被保険者期間中の各年月の標準報酬月額が基礎となる（厚生法第34条）。ところが、標準報酬月額は個人別に差があり、どの程度が一般的かは言い難い。ここでは、被保険者期間中常に標準報酬月額が最高額であったものと仮定する。昭和17年6月～23年7月（標準報酬月額が3,000円未満である場合は、これを3,000円として計算する。）

$$3,000 \times 73 = 219,000円$$

昭和23年8月～昭和29年4月

第11・12合併号

$$8,000 \times 69 = 552,000 \text{円}$$

昭和29年5月～昭和35年4月

$$18,000 \times 72 = 1,296,000 \text{円}$$

昭和35年5月～昭和37年12月

$$36,000 \times 32 = 1,152,000 \text{円}$$

計 246ヵ月 3,219,000円

よって、平均標準報酬月額

$$3,219,000 \text{円} \div 246 = 13,085 \text{円}$$

となり、基本年金額は

$$24,000 \text{円} + 13,085 \text{円} \times \frac{6}{1,000} \times 246 = 43,313 \text{円}$$

となる。よって老齢年金および遺族年金はそれぞれ

$$43,313 \text{円} + 4,800 \text{円} = 48,113 \text{円}$$

$$(43,113 \text{円} \times \frac{1}{2}) + 4,800 \text{円} = 26,457 \text{円}$$

である。老齢年金は受給開始が満60才であるが、設例の場合は、昭和38年1月1日で満55才であるから、生年月日は明治41年1月1日であり、したがって厚生年金保険法附則第9条により受給開始は満57才となる。よって定年退職2年後から17年間老齢年金、以後6年間遺族年金が支給されるものとして、年金現価を求めると

老齢年金

$$48,113 \text{円} \times (11.1581 - 1.8334) = 448,639 \text{円}$$

遺族年金

$$26,457 \text{円} \times (12.7834 - 11.1581) = 43,001 \text{円}$$

合計 = 491,640円

になる。したがって退職金支給額は

$$2,472,735 \text{円} - 189,000 \text{円} - 491,640 \text{円} = 1,792,095 \text{円}$$

になるが、正味の額として、この額が保障されなければならない。

そのためには、次のようにして税込み額を計算する必要がある。

退職一時金・年金制度

(a)特別控除額

40才未満

40才未満

$$30,000円 \times (40 - 18) = 660,000円$$

40才以上50才未満

$$40,000円 \times 10 = 400,000円$$

50才以上

$$50,000円 \times 5 = 250,000円$$

計

1,310,000円

(b)税込み額

$$x = 1,792,095円 + \left[\left\{ (x - 1,310,000) \times \frac{1}{2} \right\} \times 0.15 - 12,000 \right] + \left[\left\{ (x - \text{所得税} \right. \right.$$

$$\left. 1,310,000) \times \frac{1}{2} \right\} \times 0.05 - 1,500 \right] = 1,830,661 = 1,830,000$$

地方税

ここで1,310,000円は、特別控除額、{ } 内は税法上の退職所得額、0.15および0.05はそれぞれ所得税（200,000円を越える額）および地方税（150,000円を越える額）の税率を示し、12,000円および1,500円は所得税の200,000円以下地方税の150,000円以下の金額に対する調整額である。

ロ 同種他企業の退職金水準に基づくもの

企業の退職金支給額を統計的に見ると、産業別、規模別に一般的な水準のあることが認められる。そこでこの水準を目標にして退職金の支給額を決定しようというのがこの方式である。次表は、資本金1億円以上従業員1,000人以上の企業および中小企業について退職金支給額を調査したものである（類似資料表6, 7, 8, 9, 11参照）。

中労委調査の次表で勤続30年、定年退職男子旧中卒の生産現場作業員の退職金をみると183万円となる。

第11・12合併号

退職事由，性，労働者の種類，学歴および勤続年数別退職金支給額
 定年扱い (資本金1億円以上，従業員1,000人以上)

項 目	社数	1 年		3 年		5 年		7 年		10 年		15 年	
		金額	月収換算	金額	月収換算	金額	月収換算	金額	月収換算	金額	月収換算	金額	月収換算
職 員		円											
男 旧大，新大卒	294	14,709	0.9	48,910	2.5	100,073	4.1	169,423	6.1	338,381	9.6	791,022	16.2
旧高専，短大卒	247	10,534	0.8	44,988	2.5	81,713	4.2	141,700	6.3	283,719	9.7	660,523	16.2
旧中，新高卒	80	10,417	0.9	32,300	2.4	64,413	4.2	111,684	6.2	218,319	11.1	505,609	16.7
作 業 員		円											
子 旧中，新高卒	73	9,521	0.8	30,776	2.2	60,473	4.1	102,333	6.1	193,800	9.4	413,008	16.9
旧高小，新中卒	205	8,210	0.9	26,861	2.4	50,024	4.1	87,328	6.1	164,010	9.5	366,038	15.9
女 職 員		円											
旧中，新高卒	69	8,275	0.8	33,386	2.4	63,744	4.1	92,008	6.1	174,411	10.0	450,030	17.9
作 業 員		円											
子 旧中，新高卒	47	6,000	0.8	29,223	2.5	57,291	4.3	94,418	6.6	178,924	10.7	321,193	16.4
旧高小，新中卒	157	7,333	0.9	22,504	2.3	42,812	4.0	72,720	6.0	134,322	9.9	291,170	16.8

項 目	社数	20 年		25 年		30 年		35 年		38 年	
		金額	月収換算	金額	月収換算	金額	月収換算	金額	月収換算	金額	月収換算
職 員		円									
男 旧大，新大卒	294	1,562,819	25.0	2,696,792	34.5	3,969,003	44.7	4,323,065	46.3	(32年)	
旧高専，短大卒	247	1,326,714	24.7	2,304,750	34.7	3,482,449	44.7	4,365,886	49.7	(41年)	
旧中，新高卒	80	996,823	24.8	1,685,095	33.6	2,558,053	43.1	3,236,934	47.8	3,579,434	51.1
作 業 員		円									
子 旧中，新高卒	73	785,654	25.4	1,296,418	30.1	1,829,186	45.4	2,191,842	47.5	2,356,445	48.3
旧高小，新中卒	205	699,165	24.1	1,170,490	33.4	1,727,153	43.4	2,145,510	49.5	2,612,820	55.7
女 職 員		円									
旧中，新高卒	60	728,526	27.2	994,966	29.5	1,512,263	43.7	1,926,394	48.0	2,161,158	52.0
作 業 員		円									
子 旧中，新高卒	47	601,540	24.5	803,602	31.1	1,069,474	37.5	1,454,908	46.1	1,788,691	59.3
旧高小，新中卒	157	515,614	25.9	793,301	34.4	1,139,737	45.6	1,475,397	50.3	1,690,098	55.5

自己都合

項 目	社数	3 年		5 年		7 年		10 年		15 年	
		金額	月収換算	金額	月収換算	金額	月収換算	金額	月収換算	金額	月収換算
職 員		円									
男 旧大，新大卒	297	22,693	1.1	52,265	2.2	88,014	3.2	200,612	5.7	624,413	12.9
旧高専，短大卒	250	20,812	1.3	50,852	2.4	87,816	4.0	188,184	6.4	455,121	12.5
旧中，新高卒	81	15,259	1.1	36,141	2.3	66,598	3.6	136,328	6.4	393,209	13.0
作 業 員		円									
子 旧中，新高卒	76	13,974	1.9	33,785	2.3	60,443	3.6	134,351	6.4	322,101	10.5
旧高小，新中卒	206	11,082	1.0	25,673	2.1	47,591	3.4	104,195	6.0	273,146	12.1
女 職 員		円									
旧中，新高卒	69	12,191	1.1	30,259	2.3	55,405	3.8	116,197	6.6	295,644	13.8
作 業 員		円									
子 旧中，新高卒	42	14,086	1.3	31,089	2.5	55,983	4.1	120,337	7.6	235,888	13.7
旧高小，新中卒	160	9,890	1.0	22,678	2.1	41,813	3.4	89,016	6.3	220,292	12.9

退職一時金・年金制度

項 目	社数	20 年		25 年		30 年		35 年	
		金 額	月収 換算	金 額	月収 換算	金 額	月収 換算	金 額	月収 換算
男 職 員	旧大卒	297	1,336,957	21.5	2,444,524	31.3	3,597,509	40.3	
	旧高専、 旧大卒	250	1,122,045	22.3	2,057,429	31.2	3,183,006	43.6	
	旧中、 新高卒	81	867,512	21.7	1,572,635	30.8	2,423,744	41.1	3,123,165 46.2
子 作 業 員	旧中、 新高卒	76	681,594	22.0	1,200,467	33.2	1,746,409	42.9	2,216,125 47.0
	旧高小、 新中卒	206	592,073	20.6	1,048,885	29.2	1,574,074	40.0	1,946,979 45.4
女 職 員	旧中、 新高卒	69	588,144	22.4	921,429	32.0	1,416,760	41.1	1,858,198 45.5
	子 作 業 員	42	535,212	26.8	913,394	35.1	1,349,611	47.5	1,716,147 53.0
	旧高小、 新中卒	160	440,638	21.7	675,425	31.4	1,061,807	42.9	1,389,888 48.1

資料出所：中労委「退職金事情調査」（36年1月）

離職事由、労働者の種類、学歴および勤続年数別退職金支給額

定年扱い

	1 年	2 年	5 年	7 年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年
職 員	—	—	—	—	200,700	426,140	739,710	1,070,890	1,503,280
工 大卒卒 高校卒	—	—	—	—	149,430	321,700	555,440	819,460	1,183,850
工 高校卒 中学卒	—	—	—	—	135,100	296,580	514,720	756,210	1,068,730
	—	—	—	—	110,250	247,230	430,970	634,930	912,070

自己都合

	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年
職 員	5,600	18,700	42,050	75,160	149,410	332,180	603,200	877,450	1,226,810
工 大卒卒 高校卒	3,850	13,030	30,090	54,820	110,870	252,300	450,650	672,730	977,789
工 高校卒 中学卒	3,520	11,850	27,250	48,980	100,650	231,200	415,100	612,400	871,040
	2,800	9,390	21,890	39,620	82,662	193,700	340,570	534,330	747,430

資料：東京都労働局「中小企業労使関係実態調査中間報告」

(1) 基準退職金支給率の求め方

基準退職金支給率とは、基準となるべき退職者の退職金支給率で、基準退職金額を退職金算定の基礎額で除して得られる。

〔例〕 勤続30年、基準退職金1,800,000円として退職金支給率を求めよ。但し退職金算定基礎額は基本給の3分の2とする。

退職時の賃金内訳

基本給	45,000円
家族手当	1,600円
役付手当	5,000円
通勤手当	650円
計	52,250円

〔解〕 まず算定基礎金額を求めると

$$45,000円 \times \frac{2}{3} = 30,000円$$

となる。よって基準退職金支給率は

$$1,800,000円 \div 30,000円 = 60である$$

(2) 勤続年数別退職金支給率の求め方

基準退職金支給率が決定したなら、次は勤続年数別の退職金支給率を求めるわけであるが、退職金規定の問題になるのは退職金額、すなわち退職金支給の基準となる額と退職金支給率の積であって、退職金支給率そのものではない。したがって、勤続年数別の退職金支給率を求めるに当たっては、あらかじめ勤続年数別にみた退職金支給額が、どのような曲線を画くか検討しておかなければならない。

退職金支給率の型としては

- 1 一律増加型
- 2 累進的増加型
- 3 段階的増加型

がある。

「一律増加型」は勤続年数と支給率との比が一定であるもので、グラフで表わすと直線の方程式である。「累進的増加型」は勤続年数が増加するにしたがって支給率が累進的に増加するものである。「段階的増加型」は定年までの勤

退職一時金・年金制度

続年数を数区分し、その区分毎に支給率を定め、勤続年数の長い区分程支給率が高くなる型である。

勤続年数別の支給率は、どの型を採用する場合でも数学的に求めることが出来る。すなわち勤続年数別の支給率Rは

$$R = aT^n$$

a : 定数

T : 勤続年数

n : 方程式の型（支給率の型）を求める定数

で表わされる。この算式におけるnの値により支給率の上昇曲線が異なり、

nが大きくなるほど上昇率が急激になるが、一般にnの値は

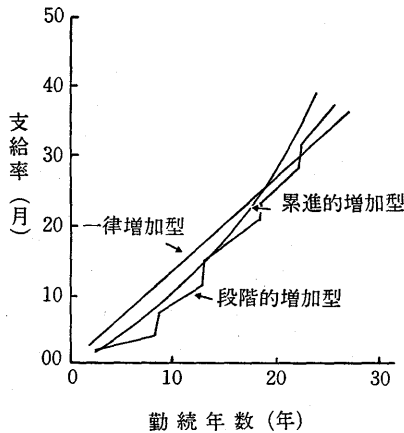
$$1 \leq n \leq 2$$

の範囲内で決定される。

n = 1 のときは

$$R = aT$$

となり一律増加型となる。



n = 1.5 のときは

$$R = aT^{1.5}$$

となり、いわゆる労研方式とよばれる型となる。

$n = 2$ のときは

$$R = aT^2$$

となり、2次曲線となる。私鉄方式とよばれるものは、この式に一次の項を
 附加したもので、

$$R = T + aT^2$$

で表わされ、 $R = aT^2$ の変形である。

〔例〕 前項の例について、勤続年数別の支給率を求めよ。

〔解〕

1. 一律増加型

勤続年数30年における支給率は60であるから

$$R = aT$$

は

$$60 = a \times 30$$

となり、これを解けば

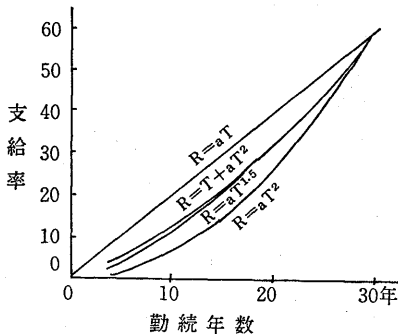
$$a = 2$$

となる。よって支給率 R は

$$R = 2T$$

で表わされる。

各方式および勤続年数別支給率



2. 労研方式

$$R = aT^{1.5}$$

に、 $R = 60$ 、 $T = 30$ を代入すれば、

$$60 = a \times 30^{1.5}$$

となる。この両辺に対数をとれば

$$\log 60 = \log a + 1.5 \log 30$$

となり、これを解くと

$$\log a = \log 60 - 1.5 \log 30$$

$$= 1.7782 - 1.5 \times 1.4771$$

退職一時金・年金制度

$$=1.56255$$

$$\therefore a=0.3652$$

となる。よって求める支給率は

$$R=0.3652T^{1.5}$$

となる。

3. 二次曲線方式

同様に

$$60=a \times 30^2$$

となる。これを解くと

$$a = \frac{60}{900} = 0.06667$$

となり、よって求める支給率は

$$R=0.06667 T^2$$

となる

4. 私鉄方式

同様に

$$60=30+a \times 30^2$$

となる。これを解くと

$$a = \frac{30}{900} = 0.03333$$

となり、よって求める支給率は

$$R=T+0.03333 T^2$$

となる。

各方式および勤続年数出支給率

勤続年数 (年)	二次式	直線式	労研方式	私鉄方式
	$R=aT^n$ $n=2.0$ (ヵ月)	$R=aT^n$ $n=1.0$ (ヵ月)	$R=aT^n$ $n=1.5$ (ヵ月)	$R=T+aT^2$ (ヵ月)
3	6.6	6.0	1.9	3.3
5	1.7	10.0	4.1	5.8
10	6.7	20.0	11.5	13.3
15	15.0	30.0	21.2	22.4
20	26.7	40.0	32.7	33.2
25	41.7	50.0	45.6	45.6
30	60.0	60.0	60.0	60.0

(3) 退職年金

退職年金とは、企業が退職労働者に退職一時金にかわって一定期間年金の給付を行う制度である。したがって年金を支給する期間および年金額が問題となるが、これらについては基準退職金額の求め方の項を参照されたい。

なお退職年金の計算は複利計算が算定の基礎となるので、算定に必要な公式を解説しながら述べることにする。

(イ) 退職年金計算の公式

退職年金の計算では、利息計算が基礎となるから、これらに関する公式を述べる。

複 利 表

n	5 %	6 %	7 %	8 %	9 %	10 %
1	1.05	1.06	1.07	1.08	1.09	1.1
2	1.1025	1.1236	1.1449	1.1664	1.1881	1.21
3	1.157625	1.191016	1.225043	1.259712	1.295029	1.331
4	1.21550625	1.26247696	1.31079601	1.36048895	1.41158161	1.4641
5	1.27628156	1.33822558	1.40255173	1.46932808	1.53862395	1.61051
6	1.34009564	1.41851911	1.50073035	1.58687432	1.67710011	1.771561
7	1.40710042	1.50363026	1.60578148	1.71382427	1.82803912	1.9487171
8	1.47745544	1.59384807	1.71818618	1.85093021	1.99256264	2.14358881
9	1.55132822	1.68947896	1.83845921	1.99900463	2.17189328	2.35794769
10	1.62889463	1.79084770	1.96715136	2.15892500	2.36736367	2.59374246
11	1.71033936	1.89829856	2.10485195	2.33163900	2.58042641	2.85311671
12	1.79585633	2.01219647	2.25219159	2.51817012	2.81266478	3.13842838
13	1.88564914	2.13292826	2.40984500	2.71962373	3.06580461	3.45227121
14	1.97993160	2.26090396	2.57853415	2.93719362	3.34172703	3.79749834
15	2.07892818	2.39655819	2.75903154	3.17216911	3.64248246	4.17724817
16	2.18287459	2.54035168	2.95216375	3.42594264	3.97030588	4.59497299
17	2.29201832	2.69277279	3.15881521	3.70001806	4.32763341	5.05447023
18	2.40661923	2.85433915	3.37993228	3.99601950	4.71712042	5.55991731
19	2.52695020	3.02559950	3.61652754	4.31570106	5.14166125	6.11590904
20	2.65329771	3.20713547	3.86968446	4.66095714	5.60441077	6.72749995
21	2.78596259	3.39956360	4.14056237	5.03383372	6.10880774	7.40024994
22	2.92526072	3.60353742	4.43040174	5.43654041	6.65860043	8.14027494
23	3.07152376	3.81974966	4.74052986	5.87146365	7.25787447	8.95430243
24	3.22509994	4.04893464	5.07236695	6.34118074	7.91108317	9.84973268
25	3.38635494	4.29187072	5.42743264	6.84847520	8.62308066	10.83470594
26	3.55567269	4.54938296	5.80735292	7.39635321	9.39915792	11.91817654
27	3.73345632	4.82234594	6.21386763	7.98806147	10.24508213	13.10999419
28	3.92012914	5.11168670	6.64883836	8.62710639	11.16713952	14.42099361
29	4.11613560	5.41838790	7.11425705	9.31727490	12.17218208	15.86309297
30	4.32194238	5.74349117	7.61225504	10.06265689	13.26767847	17.44940227

1) 単利と複利

単利は、元金に対して、毎期末に一定の率の利子が付けられる。したがって元金を A 、期間を n 年、年利を r とすれば、 n 年後の元利合計は、

$$\text{元利合計} = A(1 + nr)$$

で表わされる。

これに対して複利では、元金に対して期末に一定の率で算出された利子が付き、この利子が元金に繰入られて新たに元金となり、この元金に次期末に利子が付けられる。すなわち利子が利子を生むのである。したがって n 年後の元利合計は

$$\text{元利合計} = A(1 + r)^n$$

で表わされる。

2) 終価

終価とは、元金1円から生ずる n 年後の元利合計をいい、次の式で表わされる。

$$\text{終価} = (1 + r)^n$$

3) 現価

現価とは、 n 年後において元利合計が1円となるため、最初の時点において必要な元金をいい、次の式で表わされる。

$$\text{現価} = \frac{1}{(1 + r)^n}$$

なお、式で明らかなように現価は終価の逆数である。

(四) 年金現価

年金現価とは、毎年末に1円ずつの年金を n 年間支給する場合、これに要する元金をいい、利率を r 、期間を n 年間とすれば、元金 S は

$$S = \frac{1}{r} \left\{ 1 - \frac{1}{(1 + r)^n} \right\}$$

で表わされる。

〔証明〕

年金現価 S は、1年後、2年後…… n 年後の現価の和であるから

第11・12合併号

$$S = \left\{ \frac{1}{1+r} + \frac{1}{(1+r)^2} + \dots + \frac{1}{(1+r)^n} \right\} \quad (1)$$

となり、この式の両辺に $\frac{1}{1+r}$ を乗ずれば、

$$S \frac{1}{1+r} = \left\{ \frac{1}{(1+r)^2} + \frac{1}{(1+r)^3} + \dots + \frac{1}{(1+r)^n} + \frac{1}{(1+r)^{n+1}} \right\} \quad (2)$$

となる。ここで {(1)式-(2)式} を求めれば

$$S \left(1 - \frac{1}{1+r} \right) = \left\{ \frac{1}{1+r} - \frac{1}{(1+r)^{n+1}} \right\}$$

となり、次に両辺に $(1+r)$ を乗じて整理すれば、

$$S r = \left\{ 1 - \frac{1}{(1+r)^n} \right\}$$

$$\therefore S = \frac{1}{r} \left\{ 1 - \frac{1}{(1+r)^n} \right\} \text{ となる。}$$

現 価 表

r	5 %	6 %	7 %	8 %	9 %	10 %
1	0.95238095	0.94336623	0.93457944	0.92592593	0.91743119	0.90909091
2	0.90702948	0.88999644	0.87343873	0.85733882	0.84167999	0.82644628
3	0.86383760	0.83961928	0.81629788	0.79383224	0.77218348	0.75131480
4	0.82270247	0.79209366	0.76289521	0.73502985	0.70842521	0.68301346
5	0.78352617	0.74725817	0.71298618	0.68058320	0.64993139	0.62092132
6	0.74621540	0.70496054	0.66634222	0.63016963	0.59626733	0.56447393
7	0.71068133	0.66505711	0.62274974	0.58349040	0.54703424	0.51315812
8	0.67683936	0.62741237	0.58200910	0.54026888	0.50186628	0.46650738
9	0.6440892	0.59189846	0.54393374	0.50024897	0.46042778	0.42409762
10	0.61391325	0.55839478	0.50834929	0.46319349	0.42241081	0.38554329
11	0.58467929	0.52678753	0.47509280	0.42888286	0.38753285	0.35049390
12	0.55683742	0.49696936	0.44401195	0.39711376	0.35553473	0.31863082
13	0.53032135	0.46883902	0.41496445	0.36769792	0.32617865	0.28966438
14	0.50506795	0.44230096	0.38381724	0.34046104	0.29924647	0.26333125
15	0.48101710	0.41726506	0.36244602	0.31524170	0.27453804	0.23939205
16	0.45811152	0.39364628	0.33873460	0.29189047	0.25186976	0.21762914
17	0.43629669	0.37136442	0.31657439	0.27026895	0.23107318	0.19784467
18	0.41552065	0.35034379	0.29586392	0.25024903	0.21199374	0.17985879
19	0.39573396	0.33051301	0.27650833	0.23171206	0.19448967	0.16350799
20	0.37688948	0.31180473	0.25841900	0.21454821	0.17843089	0.14864363
21	0.35894236	0.29415540	0.24151309	0.19865575	0.16369806	0.13513057
22	0.34184987	0.27750510	0.22571317	0.18394051	0.15018171	0.12284597
23	0.32557131	0.26179726	0.21094688	0.17031528	0.13778139	0.11167816
24	0.31006791	0.24697855	0.19714662	0.15769934	0.12640494	0.10152560
25	0.29530277	0.23299863	0.18424918	0.14601790	0.11596784	0.09229600
26	0.28124073	0.21981003	0.17219549	0.13520176	0.10639251	0.08390545
27	0.26784832	0.20736795	0.16093037	0.12518682	0.09760781	0.07627763
28	0.25509364	0.19563014	0.15040221	0.11591372	0.08954845	0.06934335
29	0.24294632	0.18455674	0.14056282	0.10732752	0.08215454	0.06303941
30	0.23137745	0.17411013	0.13136712	0.09937733	0.07537114	0.05730855

(注) $1/(1+r)^n$ による。

退職一時金・年金制度

年金現価表

n \ r	5 %	6 %	7 %	8 %	9 %	10 %
1	0.95238095	0.94339623	0.93457944	0.92592593	0.91743119	0.90909091
2	1.85941043	1.83339267	1.80801817	1.78326475	1.75911119	1.73533719
3	2.72324803	2.67301195	2.62431604	2.57709699	2.53129467	2.48685199
4	3.54595050	3.46510561	3.38721126	3.31212684	3.23971988	3.16986545
5	4.32947667	4.21236379	4.10019744	3.99271004	3.88965126	3.79078677
6	5.007569207	4.91732433	4.76653966	4.62287966	4.48591859	4.35262070
7	5.78637340	5.58238144	5.38928940	5.20637006	5.02395284	4.86841882
8	6.46321276	6.20979381	5.97129851	5.74663894	5.53481911	5.33492620
9	7.10782168	6.80169227	6.51523225	6.24688791	6.99524689	5.75902382
10	7.72173493	7.36008705	7.02358154	6.71008140	6.41765770	6.14456711
11	8.30641422	7.88687458	7.49867434	7.13896426	6.80519055	6.49506101
12	8.86325164	8.38384394	7.94268630	7.53607828	7.16072528	6.81369182
13	9.39357299	8.85268296	8.35765074	7.90377594	7.48690392	7.10335620
14	9.89864094	9.29498393	8.74546799	8.24423698	7.78615039	7.36666874
15	10.37965804	9.71224899	9.10791401	8.55947869	8.06068843	7.60607951
16	10.83776956	10.10589527	9.44664860	8.85136916	8.31255819	7.82370864
17	11.27406625	10.47725969	9.76322299	9.12163811	8.54363137	8.02155331
18	11.68958690	11.82760348	10.05908691	9.37188714	8.75562511	8.20141210
19	12.08532086	11.15811649	10.33559524	9.60359920	8.95011478	8.36492009
20	12.46221034	11.46992122	10.59401425	9.81814741	9.12854567	8.51356372
21	12.82115271	11.76407662	10.83552733	10.01680316	9.29222473	8.64869429
22	13.16300258	12.04158172	11.06124050	10.20074366	9.44242544	8.77154026
23	13.48857388	12.30337898	11.27218738	10.37105895	9.58020683	8.88321842
24	13.79864179	12.55035753	11.46933400	10.52875828	9.70661177	8.98474402
25	14.09394457	12.78335616	11.65358318	10.67477619	9.82257960	9.07704002
26	14.37518530	13.00316619	11.82577867	10.80887795	9.92897211	9.16094547
27	14.64303362	13.21053411	11.98670904	10.93516477	10.02657992	9.23722316
28	14.89812726	13.40616428	12.13711125	11.05107849	10.11612837	9.30656651
29	15.14107358	13.59072102	12.27767407	11.15840601	10.19828291	9.36960591
30	15.37245103	13.76483115	12.40904118	11.25778334	10.27365404	9.42691447

(注)
$$S \frac{1}{(1+r)^n} = \frac{1}{r} \left\{ 1 - \frac{1}{(1+r)^n} \right\}$$

[例] 年金を毎年末10万円ずつ20年間支払う場合、これに要する元金はいくらか。但し、年金率は7分とする。

[解] 元金をT、年金額をaとすれば、

$$T = aS$$

$$= \frac{a}{r} \left\{ 1 - \frac{1}{(1+r)^n} \right\} \quad (1)$$

で表わされる。次に題意により $a=100,000$ $r=0.07$ 及び $n=20$ を(1)式に代入すれば、

$$T = \frac{100,000}{0.07} \left\{ 1 + \frac{1}{(1+0.07)^{20}} \right\}$$

$$= 1,059,401円$$

となる。

なお、年金一円が年 p 回分割して n 年間支払われる場合の年金現価は

$$S_p = S \cdot \frac{r}{pj} \{ \cdot \cdot \cdot j = (1+r)^{1/p} - 1 \}$$

で表わされる。

〔証明〕

年金1円が毎年 p 回に分割して支払われる年金現価 S_p は

$$S_p = \frac{1}{p} \left\{ \left(\frac{1}{1+r} \right)^{1/p} + \left(\frac{1}{1+r} \right)^{2/p} + \dots + \left(\frac{1}{1+r} \right)^{np/p} \right\} \quad (1)$$

で表わされる。ここで

$$\left(\frac{1}{1+r} \right) = V$$

とおけば、(1)式は

$$S_p = \frac{1}{p} \{ V^{1/p} + V^{2/p} + \dots + V^{np/p} \} \quad (2)$$

で表わされる。次に(2)式の両辺に $V^{1/p}$ を乗ずれば、

$$S_p \cdot V^{1/p} = \frac{1}{p} \{ V^{2/p} + V^{3/p} + \dots + V^{np+1/p} \} \quad (3)$$

が得られる。ここで {(2)式-(3)式} を求めれば

$$S_p (1 - V^{1/p}) = \frac{1}{p} (V^{1/p} - V^{np+1/p})$$

$$= \frac{V^{1/p}}{p} (1 - V^n)$$

$$\therefore S_p = \frac{V^{1/p} (1 - V^n)}{p (1 - V^{1/p})}$$

$$= \frac{1 - V^n}{r} \cdot \frac{r V^{1/p}}{p (1 - V^{1/p})}$$

$$= \frac{1}{r} \{ 1 - V^n \} \times \frac{r}{p \left\{ \frac{1}{V^{1/p}} - 1 \right\}}$$

$$= \frac{1}{r} \left\{ 1 - \frac{1}{(1+r)^n} \right\} \cdot \frac{r}{p \{ (1+r)^{1/p} - 1 \}}$$

退職一時金・年金制度

$$= S \cdot \frac{r}{p \{ (1+r)^{1/p} - 1 \}}$$

$$= S \cdot \frac{r}{pj} \quad [\because j = (1+r)^{1/p} - 1]$$

となる。すなわち毎年1回 n 年間支払われる年金現価に $\frac{r}{pj}$ を乗じたものが、毎年 p 回に分割して支払われる場合の現価となる。なお $\frac{r}{pj}$ の値を表にしめす。

〔例〕 年金12万円を年4回に分割して20年間支払う場合の元金はいくらか。但し年利率は6分とする。

〔解〕 年4回の場合の年金現価 S_p は

$$S_p = S \cdot \frac{r}{pj}$$

で表わされる。そこでまず年1回の場合の年金限価を求めると、

$$S = \frac{1}{0.06} \left\{ 1 - \left(\frac{1}{1+0.06} \right)^{20} \right\}$$

$$= 11.469921$$

となる。次に $\frac{r}{pj}$ の値を下表により求めると1.02222688である。

よって、元金 T は

$$T = aS_p$$

$$= aS \cdot \frac{r}{jp}$$

$$= 120,000 \times 11.469921 \times 1.02222688$$

$$= 1,406,983$$

となる。

年 p 回払いの r/pj

利率 (%)	2 回	4 回	6 回	12 回
6	1.01478151	1.02222688	1.02471676	1.02721070
7	1.01720402	1.02588002	1.02878298	1.03169143
8	1.01961524	1.02951904	1.03283456	1.03615721
9	1.02201533	1.03314414	1.03687170	1.04068224
10	1.02440442	1.03675551	1.04089460	1.04504472

〔参考文献〕

退職一時金・年金制度について、参考になるとと思われる資料およびその出所については、その都度文中に掲げておいたが、これに関連するいくつかの文献を紹介しておく。

- 金子美雄著『新賃金論ノート』労働法令協会刊。
細野正著『退職金制度の実態と解説』労働法令協会刊。
加藤源九郎著『退職金・年金の手引』労働法令協会刊。
労働省賃金部著『年金・退職金制度』労働法令協会刊。
労働省統計情報部編『福利厚生施設と労働費用の実態』労働法令協会刊。
労働省統計情報部編『諸外国の雇用と賃金』労働法令協会刊。
労務行政研究所編『労働法全書』昭和53年版，労務行政研究所刊。
平田富太郎，佐口卓編『社会政策講義』青林書院新社刊。
藻利重隆著『労務管理の経営学（第二増補版）』千倉書房刊。
吉牟田勲著『退職金5訂版』税務経理協会刊。
斉藤奏書『法人税の計算』税務経理協会刊。
本多淳亮著『賃金・退職金・年金』総合労働研究所刊。
浅井清信著『労働法論』有斐閣刊。
石井照久著『労働基準法』草勁書房刊。
村上清著『企業年金と調整年金』ダイヤモンド社刊。
是佐忠男著『退職一時金・年金制度』労務学会刊。
是佐忠男著『賃金と法律』全日本労務協会刊。
吉田秀夫著『老令年金と調整年金』労働旬報社刊。
中労委事務局編『退職金・定年制および年金事情調査』中央労働時報刊。
大川一司著『国民所得』春秋社刊。
賃金制度研究会著『定年延長とこれからの賃金制度』産業労働調査所刊。
藤田忠著『人事管理』有斐閣刊。
藤田忠著『職務分析と労務管理』白桃書房刊。
ILO, “Yearbook of Labour Statistics”
ILO, “Bulletin of Labour Statistics”
ILO, “Cost of Social Security”
ILO, “The Growth of World Industry” EC, “Econometrie et statistique”
IMF. 『International Financial Statistics』
OECD, 『National Accounts of OECD Countries』

退職一時金・年金制度

労働省『労働経済の分析』、『労働費用調査』、厚生省『厚生白書』、『厚生年金基金設立認可状況』、通産省『通商白書』、『世界の企業の経営分析』、経済企画庁『国民生活白書』、『国民所得統計』、国税庁『適格退職年金の契約状況』、『適格退職年金奥約の承認状況』、中労委『退職金・定年制および年金事情調査』、日銀『日本経済を中心とする国際比較』、総理府統計局『家計調査年報』、『家計調査報告』、通産省『工業統計表』、大蔵省『法人企業統計年報』、労働省『労働者福祉施設制度調査報告』、『退職金制度総合調査報告』。